

平成22年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成22年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄
3番 林 修三
4番 山口 孝弘
5番 小高 良則
6番 湯浅 祐徳
7番 川上 雄次
8番 中田 眞司
9番 古場 正春
10番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 加藤 弘
14番 古川 宏史
15番 山本 邦男
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 新宅 雅子
22番 北村 新司

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育長	川島 澄男
総	務部長	浅羽 芳明
市	民部長	小倉 裕
経	済環境部長	森井 辰夫

建設部長	並木敏
会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾高幸子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	江澤弘次
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成22年2月26日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に、川島教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（川島澄男君）

昨日の誠和会、古川宏史議員の千葉県標準学力検査代を、私、800万円というふうに答弁いたしましたが、325万円に訂正させていただきます。

○議長（北村新司君）

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

おはようございます。傍聴席の皆さん、行政にご協力いただき、ありがとうございます。

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

昨年暮れから、テレビ、新聞と嫌な報道をされて、八街は何をやっているんだと、もう本当に八街というところは、どういうところだという電話も来ますけれども、前県議の飲酒運転から、それから選挙が終わったかなと思ったら、お得意さんが「いや、八街の長谷川は〇〇じゃないか。何であんなことを言っているんだ」というようなことで、何のことかわからなかった。朝日新聞に載っているというから、朝日新聞を眺めたら載っていなかったんですね。それで、うちのには載っていないから持ってきてくださいと言ったら、千葉首都圏というのに載っていたんですね。それで、しばらくしたら八街版にも載りましたけれども、そのとき、長谷川市長が、そのときの新聞記事によりますと、24日に投開票をされた八街市長選挙の県議補選に八街市の長谷川市長、落選した〇〇氏に、民主公認の表敬訪問を受けた際、当選させないなどと発言したことがわかったと。対立陣営の後援会長でもある長谷川氏は、発言したことを認め、発言は後援会の会長の立場からで、市長の職とは関係ないと述べています。

何を言ったかといいますと、「何でよそから来て、八街に選挙権もないやつが出るのか。あんなのことは当選させない」と。それから「八街は農業が主力なのに、農業をやったこともなく、八街のやの字も知らない人が地方の代表である県議選に出るなんて、まかり通らない」などと新聞にでかでかと載っていますけれども、これは、この発言は事実なのか、お伺

いたします。

次に、質問事項２．教育問題。（１）八街市の小学校５・６年における外国語活動についてお伺いいたします。

①小学校英語活動は、学級担任が主体となっており、外国人のALTはあくまでも、その活動の助手と位置付けられているようですが、中学校英語教師との連携で、ALTの活動などについて実際どのようなお話をされているのか、お伺いいたします。

また、活動における反省点や問題点など、どのような解決策が出ているのか、お伺いいたします。

次に、②でございますが、小学校の現場では、ほとんど日本語を話せないALTとコミュニケーションがとれず、ALTへの指導が非常に難しい状況にあるが、ALT１人当たり４００万円という多額の費用が派遣会社に支払われていると。そういった中で、英語圏の人間で日本語が多少とも話せる人材の派遣を要求できないとは何事なのかと。だれが考えても初期の英語導入については、英語を母国語とし、教えることの資質を兼ね備えたALTがベストである。確かに世界には、英語を話す人々はたくさんおり、さまざまな英語に触れることも大切だが、ただの興味付けのために高額な賃金を支払うことは問題と考えるが、いかがか、お伺いいたします。

③現状、年間約１千６００万円という貴重な市民の税金が派遣会社に支払われているが、派遣会社を通すということは、３割以上、約５００万円以上が派遣会社のマージンとなっているということになる。この金額を妥当と考えているのか伺う。

また、年収２００万円以下で働く人々が労働人口の２０パーセントを占める中、年収４００万円のALTは助手の範疇を超え、英語教授の専門家レベルの賃金となる。ALTを助手と位置付けるに当たり、直接雇用で費用を削減できないか、お伺いいたします。

④ALTを小中学校に派遣しているが、生徒たちが実際にどのように受け止めているのか、アンケート等をとったことはあるのか、お伺いいたします。

また、保護者の意見についてもお伺いいたします。

以上、２項目について質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、古場正春議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項１．政治姿勢について答弁いたします。

(１) ①ですが、朝日新聞の記事につきましては、ほぼ事実であります。内容の一部分だけを取り上げて掲載してありますので、私が話した内容をすべて載せてほしかったと思っております。

この内容を話しますと、実は私のところに佐倉市の市議員でございまして、私の親戚端になる方で、この人も３期、市議員をやっています。選挙になりますと、私のところに選挙だから来て応援してくれというようなことで頼みにきまして、私も選挙たびに応援に行っていた、そういう関係の人が八街の県議員の推薦の候補、案内をして、市長のところへ

来たんですけども、そのときに、私の部屋に入ってきて「今日はあいさつをして帰りますから」というようなことで、私に紹介して、一旦出ようとしたんですが、私が「〇〇さん、時間があったら一服していきませんか」というような、こんな話でしましたら、また振り返ってきて、私のいつも座っているわきに座りましたから、ですから、私は「私は八街市県会議員補選の候補の山本義一候補の後援会長をやっているのを知っていますか」とこう聞いたから「知っています」というようなことを言いましたから、ですから、私が「あんたも今度民主党で佐倉市から県議員に出るといような話は聞いていますけれども」と、新聞では邪魔をしてやると書いてありますけれども、「私は反対してやります」と確かに言いました。候補がいましたので、私は後援会長として、応援するわけにいきませんから、「私はあんたは当選させませんよ」と言ったただけであって、決して市長の立場で言ったわけでは、私はございません。

それと、もう1点、選挙が始まりますと、私のところへいろんな人があいさつに来てくれます。これは国会議員でも何でもみんな来てくれますけれども、ちゃんと私はそれなりにしようとして対応してございます。

なお、私の市長選挙のときにも、古場議員は私と3回やっていますから、古場議員も実際は私のところに来ましたから、私はお互いに頑張りましょうということで、別れたこともございますし、今回、多くの衆議院議員も、この県議員の補選の候補と同じ、候補を案内してきた人と同じ人が、私のところに来て、今度、奥野さんが衆議院に出るといこと。ですから、私は頑張ってくださいというふうに、ちゃんと市長としては市長なりに対応を私はしているつもりでございまして、それで、この朝日新聞さんが、八街はここに書いてあるのが、農業が主力なのに農業をやったこともなく、八街市のやの字も知らなかった人が、地方の代表である県議に出るなんて、まかり通らないと、こんな記事がありますけれども、私はこんなふうには申ししておりません。

このいきさつを申し上げますと、このいきさつについては、奥野さんも私のところに来たときに、立候補するときに来ました。今度は当選してからも、私のところへ今度案内してきた人は、八街の人で、私のところへ当選したからといこと、あいさつに来てくれました。そのときに、私はおめでとうございますと。奥野先生、市町村には、あまり負担をかけないような、ひとつ政策をやってくださいと。民主党は地域主権だと言っていますので、ぜひ、その地域主権はこれはいいことですから、やってくださいと。しかし、財源については、私どもは市長会から議長会から町村長会から、全部、全国の例えば前から自民党が政権をとっているときから、財源については5対5にさせていただきたいといようなことを要請をしているんだと。ですから、これはひとつ実現してくださいと。こんな話をして、別れたんですけども、それで結局そのときに、別れる前に今後何か八街であったときには、ひとつ案内状をいただきたいといようなことですから、それで私もよそへ行ったときにも行き会いまして、今度、八街で何かあったときには案内状をいただきたいといようなことですから、ですから、私は秘書課長に奥野さんも今度は国会議員ですから、八街で何かあるときには案

+

内状を出してやってくれるように言ってくださいよというふうに秘書課長に実際頼んでいたんです。それで、今度、私もそうでしたから、そうしましたら、今度、突如として隣の市から落下傘で八街市候補を出しましたので、ですから、私が民主党は地域主権だ、地域主権だと言いながらも、地域主権は私は一番いいことですから、八街市内から民主党で出すなら、これは私は結構だと。いいけれども、地域主権、地域主権と言いながら、隣の都市部から大きな千葉県が一番政令都市から八街へ落下傘で出してきたと。これは、ちょっと言っていることと、やっていることが違うのではないかというようなことで、私は、このときにも、今度奥野さんには、案内状も出さない、あいさつもさせないと言ったのは本当ですかと。それはそうだと。本当だけれども、私はそういうふうにして国会議員ですから、また、八街もいろいろの面で協力してもらわなきゃならないときもございますから、そういうふうな間柄を構築しようとしているやさきに知らないうちに出してきましたから、ですから、私は八街は八街の基幹産業は農業でありますよと。農業であって、そしてまた、この地方主権というのは、これは本当にいいことだと。地方主権によっていろんな地域から、そういう代表者が県政なり何なり行ってやるのが、格差のない千葉県が構築されるんだと。そういう中で、都市部からみんなそういうふうには落下傘で候補を出しますから、今、民主党のブームですから、そうした場合に当選したときには、地方の意見は1つも聞き入れないで、都市部の意見だけ聞くじゃないですかと。ですから、これは私はまかり通らないと。出すことは、それは結構だと。だから、出したことは私は批判はしませんと。これは、法的に落下傘で出してもいいんですから。いいけれども、そういうことで、ただ、ここに書いてあるのは、農業の「の」の字も知らない。こんなことは私は言いませんよ。言わないけれども、八街は基幹産業は農業だと。農業ですから、やはり八街から県政に出る人は、農業も知っているし、八街をよく知っている人が県政に出て、八街の反映を県政の中で議論をして、そしてそれが八街だけじゃなく県で都市部から、そういう農村地帯からいろんなことを県議会の中で言って、県政が格差のない、いろんな政策を立ててやるのが、これが県政がずっと上積みしてよくなるわけですから、そういうことで、これは言ったことであって、ですから、決して私は市長として言ったわけでもないし、これは私は言ったことは後援会長として言ったし、また、これは奥野さんに言ったことは、市長として言ったって聞かれるかもしれません。私は市民の一員として、私は言ったふうに、自分ではそういうふうに思っております。以上です。

なお、公職選挙法に抵触するかとの内容につきましては、後ほど、選挙管理委員会事務局長より答弁をさせます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

それでは、質問事項1. 政治姿勢の(1)①のうち選挙管理委員会に対する部分についての答弁いたします。

選挙管理委員会といたしましては、報道関係の電話による取材に対しまして、「公職選挙法に抵触するほどの内容ではない」という発言をした事実はございません。電話取材に対しましては、事務局長の立場から「市長の発言した内容について、その場にも立ち会っておら

ず、また、事実確認をしていないため、その内容に関するコメントはできない」と申し上げましたけれども、その答えた内容が正確に報道へ伝わらなかったことに対しましては、大変遺憾、残念に思うものでございます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2. 教育問題について答弁いたします。

質問（1）①についてですが、ALTの活用についての中学校教師との連携では、小学校の外国語活動担当者と中学校の英語担当者、さらには、業務委託会社担当により会議を行っております。会議では、主に小学校の外国語活動に関するALTの活用方法のあり方について話し合っております。あわせて、小学校でのALTの効率的な派遣日程についても協議しております。

会議の中では小学校外国語活動において、ALTをいかに効果的に活用していったらいいのかについて、話し合いを進めております。

次に②ですが、まず本市のALT4人のうち3人については、日常生活での日本語に関して不自由はありません。一方、1名のALTに関しては、日本語での会話に若干不自由があります。そこで、事前打ち合わせの際には、業務委託会社担当も参加し、授業の進め方についてALTとともに協議しております。

各学校は、事前に授業に関する計画書を業務委託会社に提出しており、業務委託会社は、その計画書に基づいて、ALTに必要な内容を指導しているため、ALTへの指導が難しい状況にあるということはありません。

小学校外国語活動は、外国語に触れる活動を通して相手の思いを理解しようとしたり、積極的に自分の思いを伝える態度を養うことを目標としております。ALTの活用は、単に興味付けのためではなく、ALTを通して外国語に触れるとともに、外国の生活や習慣、行事について日本との違いを学んだりするためのものです。

英語を母国語としたALTの採用がベストであるというご指摘ですが、教育委員会においては、英語を母国語としたALTのみならず、もっと広く英語を公用語としている国からのALTの採用を業務委託契約時の条件としており、今後もこの条件について変更の予定はありません。

次に③ですが、業務委託契約の金額は、契約内容、契約条件を考えると妥当な金額であると考えております。他の市町村と比較しても、低い金額で契約を結んでおり、決して高い委託契約を締結しているものではありません。契約に当たっては、ALTへの指導内容や指導技術の研修のほかに、現地の大学以上の卒業を派遣の条件としており、さらには業務委託会社が独自に蓄積した教材や教具を活用することも条件としております。

また、ALTが休暇をとった際には、かわりのALTを派遣するなど、多くの条件が含まれております。

以上のように、教育委員会においては直接雇用ではなく、業務委託をした方が、より質の高いALTの確保ができるものと考えております。

今後も業務委託会社との契約締結に際しましては、外国語活動の充実のために、より質の高い人材の確保に努めてまいります。

次に④ですが、生徒によるアンケートについては、ALTに関してだけの評価は実施しておりませんが、外国語活動の時間を含め、各教科で授業の評価アンケートを毎学期実施しております。

保護者の意見につきましては、各学校が実施している学校評価の中で保護者一人ひとりに学校経営や授業に関する評価を求めています。また、授業参観の折りにもアンケートをとっております。

一方、教育委員会といたしましては、ALTの勤務状況についての評価を業務委託会社に報告し、協議をしながら進めております。

教育委員会としましては、今後も子どもたちの外国語活動の充実のために努めてまいります。

○古場正春君

自席で再質問させていただきます。

市長さんも4期16年、本当にご苦労さま、ありがとうございます。いろいろと八街のために尽くしていただいて、ありがとうございました。

私も八街音頭というのを作ったことがあります。我らのふるさと八街音頭、朝日にけむる霧がすみ、自然豊かな八街は、メロン、スイカや落花生、日本一の特産地。以上、3番まで作っておりますが、余計なことでございますけれども。

八街というところは、老後を本当に自然環境もよく過ごしいところでございます。濁流もなく、川の氾濫、がけ崩れもなく、空気もおいしい、水もおいしい、新鮮な野菜も豊富で本当に老後は過ごしやすいですけれども、この都市計画はというと、ごらんとおりでございます。

そこで、質問させていただきますけれども、これを支援者、一緒に付いていった方、佐倉市の議員さんなんですけれども、ファクスを送ってと言われたから送りましたら、そのとおりだと。私が市長室に行ったときには、そのとおりだと言われたんですよ。それで、また質問させていただきますけれども、この八街から県議に代表として出しますよね。それで、先ほども壇上で言ったんですけれども、酒酔い運転で事故ったと。その姿を見ていると、壇上で酔っ払って市民にあいさつする。神社の玉ぐし奉納するときもふらふらして、酒のにおいをさせて玉ぐし奉納をするんです。それで、新嘗祭もそうだったんですけれども、そういう神も仏もない。神様より偉くなったと。本当にこういう、最後にはこの酒酔い運転ということで事故ったんですけれども、こういう八街の地域から代表として今まで出してきたわけです。私も十何年前から知っていますけれども、常に酒が入っていたのか、入っていましたね、私を感じたところ。皆さんもうそだと言いませんが、あれはアル中だと言っていますけれども、だけど、こういう酒酔い運転で事故る。それだけのお酒を飲む方を代表として県に出されたわけです。それは市長いかがでしょうか。代表……。

○議長（北村新司君）

古場議員に申し上げます。一般質問の範囲を超えていますので、注意します。

○古場正春君

これはあれですよ。県会議員の選挙について言っているんです。県会議員の補選について。これ、質問の範囲でしょう。補選についてなんですよ。こういうことを、またほっぽっておくと、

（発言する者あり）

○古場正春君

わからなくてもいいんです。あなたたちには、わからなくたっていいんです。

では、次に何でよそから来たということは、言われたんですね、市長。なんで、よそから来て八街に選挙権もないのが出るのかと言われたんですね。

○市長（長谷川健一君）

私は、本人の前でそんなことを言ったことはありませんよ。しかし、私は後援会長ですから街頭演説では言いましたよ。八街に税金も一回も払ったことのない、隣の千葉市から落下傘で来た候補がいいか、八街で住んで市議員を4期やった候補がいいか、市民の皆さんの趣意を問う選挙だと、こんなことは言いましたけれども、何で八街から、そんなことは言いませんよ。これは、選挙の街頭演説は後援会長ですから、そのくらいのことは言うべきですから、私は言いましたよ。それは言いました。言いましたけれども、何で来たかとか、そんなことは言いません。何で来たかとか、出るなどか、そんなことは一つも言いませんよ。出て差し支えないんですから。それは、だれが言ったかしらないけれども、私はそんなことは絶対言いませんから。

（発言する者あり）

○市長（長谷川健一君）

いや、冷静なんです。冷静なんですけれども、これははっきりしないと、やはりみんながこう。ですから、私は物事ははっきりすることと、優柔不断に話をする必要なんですけれども、やはりこういうことははっきりしませんと、それは街頭演説で私は言ったんですから。

○古場正春君

これは、先ほども言いましたけれども、「そのとおり言った」と佐倉の議員が言うわけです。それで、このことは言ったとすれば、新住民、旧住民を引き裂くような、もっと市長とすれば、いらっしゃい、なかよくしていきましょと、そういう表現をしなければいかに、その新住民、旧住民、私も四区に住んでいてよくわかります、そこらあたりは。用草からお嫁さんに来ている人がいますけれども、その方なんかすごいですよ。新住民、旧住民。だから、そこらあたりのよそから来ていて、そういうことを市長の言葉で言えるかと。また、

これは市長室で言ったことなのでしょう。たとえ後援会長であろうが、何であろうが、市長室でしょう。市長の職権でしょう。そういうところで言っているわけですよ。それで、選挙権もないやつがというような、当選させないというのは、これはおどしとか、脅迫みたいな、ちょっとお聞きしましたら、すごい厳しかったと。だから、私も選挙が終わってから奥野の秘書に立候補したのは自殺しそうでもないかというような話をしたことがあるんですけども、「いや、大丈夫です」と。相当厳しい、35、36歳の子どもが、青年が相当厳しく追及されたと聞くんですけども、こういうのは市長室で言うということは、どういうことかと。

それと、最後にこの2人に、先ほど古場君が帰ったよと。民主党が応援してくれなかったと言って古場君がさっき帰ったというような話もお聞きしたんですけども、これは私は言ったこともないですよ。それは事実なのか、お伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

あのね、古場議員さんに言いますけれども、それは一方的な話で、私は2人が来たときは、先ほど答弁したとおりなんです。先に言いますけれども、古場君が来たとか、そんなことは言いませんよ。だれも来ませんから。

それで、私が後で朝日新聞が、これは恐らく桜田議員さんが投げ込みが何かで朝日新聞に言ったんだと思います。それは、来た人が桜田さんにまた聞いてくださいとか言っていましたから、私はわかりませんけれども。

（発言する者あり）

○市長（長谷川健一君）

いや、新聞社が言ったことを言うんですよ。それで、新聞記者さんが来たときに、私に何で案内状を出さないとか、あいさつをさせないと言ったんですかと言いましたから、いや、これこれ、こういうわけでこうだから、私とこんな関係で、こういうふうにやっていたのに全く隣の市から選挙権もないし、八街に税金も一回もない人を出してきたと。私は本当に憤慨しているというようなことで言ったんだというようなことであって、決して2人が来たときに、そんなことは言いませんから。それは、相手が言ったといっても、私は言いませんから。そんなことを、私が言うわけないでしょう。言いませんから、それはお互いに言った言わないで、ここで論議したってしょうがない。私は言いません。それで、新聞記者が私にそういうことを言ったそうですねと。まず、言ったのは当選させないと言ったことと、奥野代議士に案内状もあいさつもさせないと言ったというから、それは本当ですかと。本当です。本当だけれども、これこれ、こういうわけでこうだから、こういうふうにしたし、奥野代議士には、こういうふうにやっていって、こういうふうに言ったんだけど、だから先ほど言ったとおり、今度、案内状も出した方がいいよ、出してやってくれと、そういうふうに言っていた中で、途中、ほかでも行き会っても、そういうふうにやっていたのに、突如、それでまた民主党は地域主権だというようなことを叫びながら、そういうことをするから。

ですから、私は八街の中の住民が出るなら、だれが出たって、これは別に問題ないし、い

いし、私はそんなこと言わないし、私は願っています。出てくれば一番いいし、それでまたよそから出ることについては、法的には何の問題もないと。それはないんだけど、ただ私は言っただけで、出るなどか、そんなことは一つも言いませんよ。そういうことです。

○古場正春君

水かけ論と言いましたけれども、言っときます。私は、そういうふうにお聞きしました。何でよそから八街に来て、選挙権もないやつが出るのかと。あんたのことは当選させないということは、私は聞いたと。それから、古場君が先ほど市長室に来て、今帰ったと。民主党が応援してくれないと言って、今帰ったよと。そういう、けんかさせるようなことを、では親戚らしいですから、聞いてみてください。そういうふうに、私はお聞きしました。

それで、先ほども言いましたけれども、八街の代表とする人を出すには、やはりもうちょっと吟味して、出たからには、もうちょっと注意するところは注意すると。議員さんもちょっとそういうところは、注意すべきところは注意するのが議員さんなんです。こういう飲酒運転をしてでんぐり返ったということは、議員もこれは責任があると思うんですよ。だから、市長がこういうふうに市長室で言ったことということも、これは相当高ぶって言ったか、偉くなって言ったのかわからないけれども、あまりほめたたえて、ほめてばかりいると、人間というのは偉くなり過ぎるんです。偉くなり過ぎたあげくに、こうなってきたんですよ。だから、もっと注意するところは注意して、副市長も石井利孝議員と新嘗祭のときに神社に行かれましたよね。あのとき酔っ払ってふらふらしていたんです。そのときも注意するところは注意されて、それで私も直会するとき、たばこを吸おうとしたから、何でこんなところでたばこを吸うんですかと、何考えているんですかと。それでまた注意しましたよ。それで、八街神社の祭りのとき、市役所であいさつをされますよね。そのときあいさつした後、随分お酒が入っていますね。こんなに酒が入っていて、来賓の方にあいさつするということは失礼じゃないですかと言ったら、「いや、今度、県会議員るとき戦おうな」と。戦う人がいなくなりましたけれども、県会議員るときに戦おうかと、自分からどこか逃げてしまいましたけれども。そういうことも、一つ一つやはり注意すべきことは注意すべきじゃないかと思えます。まだ、1分ありますけれども、それで終わらせていただきます。

偶然にも、この通告書を出しましたら、桜田議員も同じようなことを出しておられますから、桜田議員に残りは任せて、これで桜田議員にしめていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、古場正春議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間、休憩いたします。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時52分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議席番号、今回から2番になりましたけれども、桜田秀雄でございます。

私は市長の政治姿勢、職員の給与、市民参画協働条例、数値で見る街づくりについて。この4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

昨年12月、八街選出の県議員が飲酒運転で事故を起こし、議員を辞職、本年1月24日に補欠選挙が行われました。市民の模範となるべき公職についている方の不祥事に、この一報を受けたときに、95名もの県議会議員がいる中で、なぜ八街選出の議員がと、大変ショックを受けたものであります。

車社会の今日、交通事故は、だれの身にも起こり得ます。しかし、酒を飲んだら運転しないということは本人の意思で決められる話であります。「飲んだら乗るな」「乗るなら飲むな」車を運転する人の常識でもございます。

ご存じのように、ご本人は千葉県政の中でも警察、消防関係のエキスパートとして高い評価を受けていた人格者だっただけに、こうした事案でマスコミをお騒がせすることは、本人はもとより、八街市民にとっても実に不名誉なことでもあります。

こうした不祥事のもとで行われた県議会議員の補欠選挙後、今度は立候補のあいさつのために市長室を表敬訪問した民主党、小村貴司候補に対する市長の大人げない対応ぶりが新聞紙上を騒がせることになり、八街市そして八街市民の社会的な信用は大きく傷ついたわけがあります。

報じられた内容が、もし事実とするならば、まさに恥の上塗りであります。私が知る限り、小村氏は35歳ながらとても温厚な好青年で、ご両親も怒った顔を見たことがないとおっしゃっておいりました。お医者になりたくて医大に合格しながらも、家庭の経済的な状況を理解してあきらめ、長崎の大学に学び、かの有名な長崎帆船祭りの立ち上げの立役者として人望も厚かったと聞いております。ですから、社会福祉士として、八街の高齢者対策に接する中で八街選挙区からの立候補の意思を伝えられたとき、親として止めることはできなかつたと語っております。

どう見ても市長を挑発するような青年には見えません。一体、何があったのでしょうか。

私は一連のお話を伺ったとき、正直、信じられませんでした。ですから、事の翌々日、市長室を訪ね、発言の真意をお伺いに上がりましたが、市長はいとも簡単に認められました。長谷川市長、あなたは何歳になったのでしょうか。彼は35歳、あなたの孫とは言いませんけれども、あなたの半分も年行かない方ではございませんか。若者ながら礼を重んじ、表敬訪問された方に対する対応にしては、あまりにも大人げのない情けない話とは思いませんか。

7万6千、八街市民の代表者として、これからの市政運営、あるいは市民の幸せのことを考えれば、政党の違いはあっても、地元選出の国会議員や八街市民のお役に立ちたいという

青年との信頼関係を大切にすることとは、人として、あるいは公人としての務めではないのでしょうか。あなたの発言は、ただ単に小村候補への非礼な発言で済まされることではありません。

ある八街市の幹部職員が、「閉塞をしたこの街を変えるには、どうしたいですか」と、こう聞かれたとき、この幹部職員は「よそ者、バカ者、若者しかいないでしょう」とお答えになりました。よそ者とは、外から八街を見ている人は八街のよいところ、悪いところを客観的に見ることができる。このことで街を変える力になる、こういうことでございます。

また、バカ者とは、損得を度外視して人のために働くということ、そうした人の周りにはおのずから人の輪が広がり、改革の大きな力になるということです。

最後に若者、これは言うまでもありません。いつの時代も若いエネルギーは改革への象徴であります。彼と行動をともにした多くの市民は、「よそ者・バカ者・若者」この三拍子揃った彼こそ、今の閉塞した八街政界に必要であるとして受け入れたものであり、市長の発言はそうした市民に対する大変無礼であります。深い反省を求め、改めて、以下何点かについて市長のご見解をお伺いいたします。

①1月24日に投開票された県議補欠選挙に絡み、昨年12月末、市長室を表敬訪問した民主党、小村貴司氏らに対する市長の対応ぶりが新聞紙上等で取り上げられています。その内容は、「何でよそから来て八街に選挙権もないやつが出るのか」「あんたのことは当選させない」「候補を擁立した奥野代議士を許さず、市の公式行事に招待しない」、また先ほど市長も述べておりましたが、同伴した支援者については、「おまえのことはつぶしてやる」等々と伝えられております。発言の内容については、先ほど概ね、古場議員の質問の中で認められておりますけれども、誠に遺憾であります。

②小村氏は公職選挙法において、被選挙権者としての権利を備えており、何ら立候補するに法的問題はございません。法の遵守を求められる八街市民の代表として、不適切、不当な発言であると思うがいかがか、お伺いをいたします。

③公職選挙法第225条、選挙の自由妨害罪において、公職者になろうとする者、予定候補者も含まれますけれども、こうした人たちに対し、威力または威迫する行為を禁じ、これらの行為を行った者は、4年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処するとあります。市長の発言は選挙の自由妨害罪に抵触するものと思うがいかがか、お伺いをいたします。

④市長は、「後援会会長の立場から発言したもので職とは関係ない」としてしております。だれが相手候補の後援会会長を表敬訪問する者がおりますか。市長執務室を訪問するということは八街市の代表への表敬であり、公人・公職としての発言と捉えるのが常識であります。その責任は重大であります。現職県議の飲酒運転事故の上に市長の発言で新聞紙上を騒がせたことは、八街市民にとって耐えがたい恥の上塗りであります。

市長は発言の重要性を認識し、即刻、辞職すべきと思うがいかがか、ご見解を承ります。次に、(2)投票率についてお伺いいたします。

今回の選挙の投票率は、29.26パーセント、過去においても29パーセントはございましたけれども、八街の選挙史上最悪の結果となりました。選挙管理委員会として、この数字をどのように分析されているのか。また、啓蒙、啓発活動はどのように行われておるのか、お伺いいたします。

次に、2の職員の給与等についてお伺いいたします。

まず、(1)退職金についてでございますが、市長の退職金は4年の任期ごとに支払われておりますが、計算の方式はどのようになっているのかをお伺いいたします。

②現市長の過去の支払い実績及び平成22年度支払い予定額は幾らか。

③一般職員定年退職者のモデルケースでの支払い金額はどのくらいか、お伺いいたします。

次に、(2)退職金の見直しについてお伺いいたします。

①市長等特別職の退職金制度は市民感覚からして理解しがたいものがございます。廃止または50パーセントの削減を求めるがいかがか、お伺いいたします。

次に、市民参画協働条例についてお伺いいたします。

第1次基本計画及び実施計画の中で、平成19年までに策定するとの約束をされておりましたが、市民参画協働条例、第1次計画の5年間では手も付けずに、棚ざらしにされてまいりました。地域のことは、そこに住む住民の手で決める。地域主権の時代において何が求められているかを理解できない古い政治体質の象徴であるのではないのでしょうか。

住民自治の最大の役割は、市民から提供された税金をもとに市民サービスや福祉の向上など市民の満足度をいかに高めるかにあると、私は考えております。長谷川市政15年の中で八街からほかの町に移りたいという人は14パーセントも増加し、34.6パーセントに達しています。毎年1パーセントずつ増え続けてきたこととなります。印旛11市町村の調査では10.4パーセント、この数字も八街が大きく押し上げているわけであります。千葉県の調査では、5.3パーセントでございますから、県内で一番住みにくい街に変貌してしまったということになります。

今議会においても、古い政治を象徴する予算が計上されております。財政難を口にしながらから950万円を使って地域安全パトロールを計画されていますが、まさに愚の骨頂と言わざるを得ません。西林地区には青パトの許可を取得し、古新聞や古紙などの回収をしながら、その資金をもとに燃料費を賄いながら、地域の安全・安心パトロール活動をされている市民グループがいるではありませんか。なぜ、そうしたグループの育成に努力しないのでしょうか。そこにこそ、市民との協働の意味があると、私は思います。条例の制定が急がれます。

(1) 条例制定作業の進捗状況はどのようになっているのか。また、今後、策定までのプロセス、議会への提案時期はいつ頃を予定されているのか、お伺いいたします。

最後に、街づくりについてお伺いいたします。

長谷川市政の下で街づくりがいかに進んだか。これを見る上で、数値は大変貴重なものがございます。八街の市債、水道の普及率、下水道の普及率、市道の改良率は、この15年間でどのように推移してきたのか。

また、各市町村の中で、どの水準にあるのか。平成6年と平成21年を対比した数値はどのようにになっているのかをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わりにいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、桜田秀雄議員の質問に答弁いたします。

まず、1点目の質問ですが、（1）①から④までは、先ほど古場議員に答弁したとおりでございまして、このことについては、古場議員には関係はございませんから答弁しませんでしたけれども、実は桜田議員が私のところに訪ねてきて、市長は当選させないと言ったのかというようなことで、訪ねてきましたので、私は「それは言いました」と。「桜田議員さんちょっとかけていけば」と言ったら、「いや、おれはこれが聞けばいいんだ」と、それですぐとんぼ返りして帰りましたけれども、ですから、このときに私と話をすれば、古場議員に言ったことをちゃんと話をできたんですけれども、人の言うことを聞かないで行っちゃいましたから、こういう結果になったんですけれども、答弁は古場議員にしたとおりでございます。

そして、また私は辞職をしろというようなことですが、辞職はいたしません。

次に、職員給与等について答弁いたします。

（1）①ですが、市長を含めました本市のすべての職員の退職手当については、千葉県市町村総合事務組合において共同処理をしております。この退職手当の計算方式については、総合事務組合の退職手当条例により、退職日給料月額に在職月数を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額とされております。

次に②ですが、市長の退職手当については、総合事務組合の退職手当条例により、任期満了ごとに支給されることとなっております。

私の退職手当につきましてですが、平成10年及び平成14年には、2千270万4千円、平成18年に1千782万円が支給されております。また、本年の任期満了後において1千782万円が支給される予定であり、この4回を合計いたしますと、8千104万8千円となります。

次に③ですが、一般職の職員の退職手当については、原則、退職日給料月額に支給率を乗じて得た額に、退職手当の調整額を加えたものが退職手当支給額となっております。

1つの例として、大学卒業後38年間勤務し、この間、休職・停職等がなく、55歳で課長となり、そのまま定年退職を迎え、退職時の給料月額が47万円、この要件で試算しますと、約3千万円の退職金となります。

次に（2）①ですが、市長の退職金については、一部の地方公共団体の議会において、その金額が高額であると指摘をされました。また、新聞等マスコミにおいても同様の趣旨の記事が散見されるところであります。

一般職の職員の支給割合については、条例準則が国から示され、国公準拠の原則から大多数の地方公共団体が国家公務員について定められた支給割合に準じて規定されており、ほぼ全国一律の支給割合となっております。

本市の退職手当の共同処理をしている総合事務組合においても同様で、一般職については、条例準則に基づいて支給されています。しかし、特別職については、条例準則のような基準がないため、総合事務組合においては、他県の退職手当組合の特別職の支給割合と比較するとともに、社会情勢、将来の収支予測等を勘案した上で、その支給割合を決定しているとのことで、平成13年及び平成19年には引き下げを実施しているところであります。

廃止または50パーセントの引き下げということですが、特別職の退職手当のあり方については、今後とも総合事務組合において適正に判断されるものと考えております。

次に、質問事項3. 市民参画協働条例について答弁いたします。

(1) (2) につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市民参画協働条例につきましては、その策定方法等の検討を重ねるとともに、先の第2次基本計画におけるまちづくり市民会議でも大きなテーマの1つとなり、その議論から多くの貴重なご意見が寄せられたところです。

このような中で、市民参加、市民協働を進めるに当たりまして、まず第一には、市民協働に対する市職員と市民との共通理解や市民参加意欲の高揚の啓発が重要であるとの認識のもと、平成22年度から職員及び市民を対象とした勉強会、意見交換会などの開催を通して協働に対する意職の啓発を図りながら、「市民協働型の条例制定」を念頭に、公募により市民や市民団体等の代表者などで構成する条例検討委員会を組織し、条例に盛り込む事項と、それを実効性のあるものとするための方策などについて検討を願い、条例骨子をまとめていただくこととして、平成22年度当初予算案に、その関連経費を計上しております。

そして、これらの議論が熟し、条例案が取りまとめられた、しかるべき時期に議会へ議案の提出をいたしたいと考えております。

次に、質問事項4. 数値で見るまちづくりについて答弁いたします。

(1) ですが、まず、起債残高につきましては、平成6年で、一般会計で、76億4千54万3千円。学校給食センター事業特別会計で、1億2千576万9千円。下水道事業特別会計で、34億1千776万1千円。水道事業会計で、24億4千67万3千円であり、合わせて136億2千474万6千円となっております。

次に、平成20年につきましては、一般会計で216億2千634万6千円、学校給食センター事業特別会計で1億7千974万1千円。下水道事業特別会計で、42億6千285万3千円。水道事業会計で、24億7千420万5千円であり、合わせて285億4千314万5千円となっております。

なお、平成20年度決算の学校給食センター事業特別会計を含んだ普通会計に係る地方債現在高については、県内56市町村中、上から22位となっております。

次に、水道普及率は、平成6年で50.2パーセント、平成20年で51.4パーセントでございます。

次に、下水道普及率は、平成6年で20.2パーセント、平成20年で25.4パーセントでございます。

次に、市道の改良率は、平成6年で13.9パーセント、平成20年で24.1パーセントとなっております。以上です。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

それでは、質問事項1の(2)①ですが、今回の千葉県議会議員補欠選挙の低投票率につきましては、この選挙が急遽行われたことに加え、初めて真冬の時期に実施したということで、特に気温が下がった早朝と夕方からの投票率が低かったことなどが要因として考えられます。

また、政治不信と本市有権者の選挙に対する関心度も投票率に影響しているのではないかと考えられております。

啓発活動につきましては、市役所庁舎等公共施設への懸垂幕や横断幕の設置、広報車による市内巡回啓発、選挙公報の配布、広報やちまたや防災行政無線を活用した投票の呼びかけ等を実施いたしました。

特に今回は、従前から実施しております八街市明るい選挙推進協議会の方々による大型スーパー等での啓発のときに、県の選挙管理委員会の着ぐるみキャラクターである「せんきょ君」を交えて啓発活動を行いました。子ども連れの親御さんには大変好評でありました。

今後も仕事等により、投票日に投票に行けない方に対して、期日前投票を呼びかけることはもとより、区等へのチラシの配布、若い世代や将来有権者となる世代への啓発を行い、投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

それでは、自席の方から何点か質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢について、先ほど古場議員とのやりとりもございました。また、今、市長の方から私の事の翌々日、市長室を訪ねて、「市長、本当にこのような無礼な発言をしたのか」とこうお伺いしたところ「おお、言った」とこう言われましたので、もうすべてがあったものと、私の報告を受けていた内容については、すべて市長が認めたものと、こういう判断で退席をさせていただきました。

古場議員の中でも言ったようなやりとりがございますけれども、私が報告を受けた中でも、すべての項目について、本来、他の市町村の議員さんのことは出したくなかったんですが、これは市長の方から出てしまいましたので、これは仕方がありませんけれども、そのように報告を受けております。ですから、私は市長室を訪ねて、あなたに確認を迫ったわけです。そうですよね。それで、あなたは「おお、言った」と、そういう発言をなさいました。

今、市長が言われるように、もっと話を聞いてくれればよかったというのであれば、その時点において、前段にそういう話をさせていただければいいんじゃないですか。ぶっきらぼうに「おお、言った」と言われれば、こちらも「ああ、そうか」と引きあげざるを得ないんじゃないですか。そういう経過がございました。

そういうことで、今までの関連の古場議員の質問を含めて、市長が言ったような内容については、私はすべてその時点で報告を受けたからこそ、市長のところに行ったのであって、

+

その内容は、私はすべて市長が発言したと、このように思っております。

なぜ、このような大人げない発言をしたのか。市長は個人的な佐倉市議会議員との付き合いもあろうと思うんですけれども、やはり表敬訪問については、それなりの対応をする。これは八街市民の代表ですから、市長、「いや、おれは後援会の立場で言った」というけれども、市長室に市民が行くことということは、これは市長を訪ねていくんですよ。私も小村君と彼が市長室にあいさつに行きますというから、それは行った方がいいでしょうと、こう言いました。それは、私も含めて、やはり八街、7万6千人の市民の代表ですから、これはあいさつをしておいた方がいいと。これは表敬訪問ですよ。そうじゃないですか。それに対してあまりにも失礼じゃないですか。即刻、辞職をしていただきたい、私はこのように思います。

次に、職員の退職金についてお伺いをしたいと思うんですが、僕も今聞きまして、すごいんだなという思いをしております。市民の皆さんから、いろんな意見も聞きますし、まだ、今議会については、さまざまな意見書が提出をされています。議会の議員に対する問題とか、さまざまな意見書が出されておりますけれども、私も何年か前にJRを退職いたしました。民間会社でいえば、JRと言えば上場企業の中でも優良企業、こうされておりますけれども、私は40年間勤めても、この一般職員の退職金に遠く及びません、正直言って。一般職員でも38年で、約3千万円。こういう退職金でございます。市長については、わずか4年で2千200万円、あるいは最近は下がっておりますから1千700万円台、こういうことでござい

先ほども市長から答弁がありましたように、これは千葉県の総合事務組合、これに加盟しておりますので、条例によって、その決め方は決められています。ですから、この組合の中でやっていかないと、結論は出せないと思うんですけれども、ちょっと私は地方自治の観点からすると、おかしいのではないかと。地方自治、地域主権、自分たちのことは自分で決めようという時代に、私たちの力でこれが決められない。これは千葉県50団体くらい加盟していますかね。その前後加盟している団体だと思うんですけれども、そのこの議会での議決がないと市長の退職金は決められないと、こういうことになりますと、自主的には当分の間、変わることはないだろうと、こういうふう思うわけですね。

これは、財政課長にお伺いしたいんですけれども、八街市の独自判断で、この市長給料を50パーセント下げる手法、何かございますか。

○財政課長（加藤多久美君）

退職金については、私も一般職も特別職も千葉縣市町村総合事務組合に加入しておりますので、そこで共同処理ということで、その中で退職金の条例が決まっておりますので、その率は私ども独自で、本市で決めることはできないと。これはもう常識的なことでございます。

一言、言わせていただければ、例えば算定基礎となる部分が当然あるわけでございます。その部分については下げる可能性はあるのではないかと、そういう具合に認識をしているところでございます。

○桜田秀雄君

私もいろいろ研究してみたんですけれども、今の千葉縣市町村総合事務組合の中で決めるには、あと10年、20年、あるいはもっと長くかかるんじゃないかなど、そんな思いをしていますので、何とか市独自で地方自治の精神に従って、この市長の退職金を下げられないか、こう研究をしてみました。今、財政課長が言われたように、その基礎となる給料、これを下げれば、当然それに今の計算方式を乗っければ、当然、市長の月額給与を50パーセント下げれば、当然、退職金も50パーセント下がる。こういうふうに今理解しておりますので、それでよろしいですか。

○財政課長（加藤多久美君）

算定方式はそうなっておりますので、間違いであれば総務部長から訂正させていただきますけれども、退職日現在の給料に率を掛けると。例えば1千分の35とか、1千分の34を掛けると、そういう方式だったと私も記憶しておりますので、退職日現在のあくまでも給料ということで、私は認識しております。

○桜田秀雄君

先ほど市長の退職金、これまで今回のを含めると、約8千万円にも及ぶと。本当に私も今これを聞いて、すごいなという思いをしているんですけれども、果たしてそれだけのお仕事を市長がやられてこられたのかどうかということは、先ほどのあの数字で見ても、「うーん」とやはり口にしなざるを得ない、こういう思いがあるんですけれども、市長はもうこれまで、8千万円の異常な退職金をもらっているわけでありまして、また、昨日の誠和会の代表質問の中の関連質問で、山本議員の方から、今、市の財政が大変厳しいんだと、本当に心配で心配でたまらないと、こういうお話がございましたけれども、市長どうでしょうか。あと、残り10カ月近くありますけれども、この際、英断をもって自らの給料を50パーセントカットする。そして、退職金も50パーセントカットする。そういうことで、市民に対して還元をしていく。こういうお気持ちはございませんか。

○市長（長谷川健一君）

答弁は控えさせていただきます。

○桜田秀雄君

私は、もう既に8千万円近くのお金をもらっているのであれば、もうこれ以上、欲をかくことはないのではないかなど。今の八街の現状を考え、それで市長さんがやってこられた中で、これだけの今財政状況になっているわけですから、最後は有終の美を飾る意味で、そうした配慮をお願いできればありがたいなと思っていたんですけれども、これは残念でなりません。

次に、市民参画協働条例についてお伺いいたします。

先ほど検討委員会を作って、今後検討していくんだと、こういうお話がされました。私が過去において、この問題を取り上げてから半年以上になると思うんですが、それ以降の取り組みはどのようになっているか、お願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長から答弁いたしましたとおりでございまして、22年度予算に係る経費を計上させていただいたというようなことでの検討はさせていただいたということでございます。

○桜田秀雄君

私は、この検討委員会のあり方が大変危惧をしているんですよ。というのは、過去において八街市公文書公開条例、この検討委員会がございました。また、その後に国民保護条例の関係もございました。例えば個人情報保護に関する懇談会の中では、正直言って、私がある人から聞いて大変びっくりしたんですけども、当時の担当者、議会の責任者、名前は出せませんが、あるいは検討委員会に入っているメンバーの皆さんから「桜田さん、情報公開って一体なんだい」と、こういうお話を受けたんですね。ですから、これは何かやはり人選に問題があるんじゃないかと、そういう気がするんですね。各団体の長、例えば婦人会とか、さまざまな団体がありますけれども、常にそういう代表者たる者を、こうした審議会に入っている。これがやはり、そういうところに問題があるんじゃないかと。そういう意味で常々、私は公募委員を増やしてくれと。八街市も今後30パーセントを目標にやっていると、そういう方向性を出しておりますけれども、ぜひとも、この情報公開条例、あるいは国民保護条例、この二の足を踏まないように、他の市町村の条例をなぞって作ると、そういうことのないようお願いをいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

+

+

○議長（北村新司君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、中田眞司議員の個人質問を許します。

○中田眞司君

誠和会の中田眞司でございます。今回は2項目の質問をさせていただきます。

質問に入ります前にご報告申し上げます。

教育問題のうちの教育問題1. 教育環境整備についての要旨1と2は質問を取り下げさせていただきます。

それでは、順次、質問に入らせていただきます。

今、小・中の連携や一貫教育の試みが広がっております。1月30日に東京都品川区において、小中一貫教育全国サミットが開催されました。小中一貫教育が発想された背景には、子どもの成長発達が早熟化し、これまでの6・3制という区切りが実態に合わなくなっている。これから、小中学校の義務教育を一貫したものと捉えて、成長発達に合った区切りを設けることが成長を促すという考えがございまして。

ここで、要旨③になります。小中一貫教育について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

食は命を支える源であり、健康で充実した生涯の基礎となるものです。国民一人ひとりが生涯を通じて健康な食生活を送ることができるように、食について自ら考え判断できる能力

を養う食育を推進することは極めて重要であります、とりわけ我が国の将来を担う子どもたちに対する食育の推進は重要な課題と考えますが、要旨④学校給食におけるこれからの食育についてお伺いをいたします。

平成20年3月に改正されました学習指導要領では、子どもたちに生きる力をはぐくむため、授業時数を増加するとともに言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育などの充実が基本的なねらいとされております。

要旨⑤小学校は23年度、中学校は24年度に完全実施となる新学習指導要領の趣旨や内容の周知徹底が必要と思われるが、どのようにしていくのかお伺いをいたします。

教育問題の最後は、いじめについてです。

具体的にいじめとは何か。また、その始まりはどのようなものか。裁判であらわれた、いじめのサインは以下のとおりであります。

まず、汚い言葉で言えば、「ばい菌」「死ね」「ブス」「ムカツク」「キモイ」等があるわけですが、しかし、この段階では、いじめの開始やいじめの悪ふざけといたずらとの区別がつきにくく、いじめの発見が難しいとされております。

本来は、この段階で学校側、親などがいじめを発見することが肝要であります、次のいじめの段階は、いじめの被害者の肉体への加害が始まり、いすの上、あるいは靴の中への「画びょう」を置き、また、突き飛ばす、転ばす、頭髪を引っ張る、また、つねる、人の前で裸にするケースもあると聞いております。さらなる段階では、「パシリ」をさせ、金品を強要、万引きを強制、反抗すると集団で暴行を加えるといった行動が見られます。このような段階になれば、立派な犯罪であり、学校側も加害者への教育的配慮などという悠長なことを言うてはいただけず、組織を通じて毅然とした対応が必要です。

前年度のいじめ、長期欠席の報告件数と今後の防止解決に向けてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

質問事項の第2は、道路問題についてお伺いいたします。

この事故多発交差点については、ほかの議員からもたびたび要望があった交差点でございます。四方の隅切りも、まだ1カ所で、その隅切りも短く、見通しが非常に悪くなっている交差点であります。まだまだ改良の必要な交差点であります。

この事故多発交差点、立野地区吉野宅付近の交差点改良を望むがいかがか、お伺いいたします。

次に、要旨②につきまして、県道八街神門線交進小学校付近の歩道整備を望むがいかがか、お伺いいたします。

明解な答弁をよろしく申し上げます。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、誠和会、中田眞司議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項2. 道路問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご指摘の交差点は交差角度が悪く、また、樹木やトタン塀などがあり、

車両が見づらいことなどから、事故が多く発生している原因と考えられます。交差点改良を実施するには、地権者のご理解と多額な予算が必要となることから、早期に交差点改良を実施することは難しい状況であります。しかし、限られた予算の中で交差点の安全な通行を確保するため、来年度に立体減速シートを設置する工事を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に②ですが、ご指摘の路線を管理する印旛地域整備センターに確認したところ、現在、県では八街市内の歩道整備など、多くの事業を実施していることから、ご指摘の歩道整備につきましては、これらの事業の進捗状況を見ながら検討したいとのことでもあります。しかしながら、歩道整備には、新たな用地の取得や多額の費用を要することなどから、大変厳しい状況であるとのことでもありますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 教育問題について答弁いたします。

(1) ③ですけれども「小中一貫教育」については、ここ数年、全国各地で地域の実態に合った考え方・形態による取り組みが行われ、さまざまな報告がなされております。それらの多くは、小学校から中学校へ上がる際に、授業の形態が学級担任制から教科担任制に変わることへの不適應を起こす子どもが少なくないこと。また、不登校や問題行動の発生が急激に増えるという、いわゆる「中1ギャップ」をどう解決するかという取り組みであるといえます。

その解決策として、各地域では小中学校の9年間を、これまでの6・3制から4・3・2制にしたり、同じ敷地に「小中一貫校」を設置するなどの取り組みが行われていますが、本市においては、小学校、中学校とも比較的規模の大きい学校が多く、また、その立地についても、学校間の距離が離れている地区が多いことから、いわゆる「小中一貫校」の開校は難しいと考えております。

本市においては10年以上取り組んできている「幼小中高連携教育」は、その目的の1つに「中1ギャップ」の解消があり、考え方としては「小中一貫教育」と共通するものであると考えております。「小中一貫教育」に関する各地の報告の中にも本市の「連携教育」と同様な取り組みが多く見られます。今後も連携教育を進め、諸問題の解決に向けて、より工夫ある取り組みをしていきたいと考えております。

次に④ですが、学校における食育については、給食の時間はもとより、各教科や道徳、総合的な学習の時間といった学校生活全体を通して指導しているところです。

特に学校給食は、子どもたちにとって望ましい食事の手本として、食事のあり方・栄養のバランス・多彩な調理方法や味付けを紹介するとともに、配膳の仕方や食事のマナーを身につけ、食事の楽しさや感謝の心をはぐくむ生きた教材となっております。献立の食材に地場産物を活用することによって、地域の特産物や食文化への理解を深めるとともに、食材の生産等に関わる人々への感謝の気持ちを育てるといった取り組みも行っております。

また、栄養教諭が各学校に訪問指導を行い、専門性を活かした内容で食育の指導に当たっ

ております。

さらに、家庭との連携を図るため、献立表や給食だよりを通じて、保護者にも食育の周知も行っていきます。

子どもたちが生涯にわたり、心身ともに健康な生活を送るためには、望ましい食習慣を身につけることが不可欠です。今後も学校における食育の推進に努めてまいります。

次に⑤ですが、新学習指導要領の趣旨や内容の周知について、教育委員会といたしましては次のような取り組みを行っております。

まず、学校職員に対しては、千葉県教育委員会主催の「千葉県小中学校新教育課程説明会」への計画的な参加を進めています。この説明会では、新学習指導要領の趣旨等の理解を深めるとともに、小中学校における教育課程実施上の諸問題を研究・協議しています。

また、本市においても、八街市教育センター主催の「教務主任研修会」を年2回実施し、新学習指導要領の趣旨説明や移行措置に関する資料提供を行うとともに、各学校における実施状況の情報交換をしております。さらに、指導主事による学校訪問に際しましても、新学習指導要領の趣旨に基づいた指導・助言を行っております。

次に、保護者に対しては、各学校における保護者会や学校だよりでお知らせしたり、文部科学省から出ている保護者向けのパンフレットやビラを配布して新学習指導要領についてのご理解をいただく努力をしております。

次に⑥ですが、20年度のいじめの報告件数は259件で、その内訳は小学校94件、中学校165件でした。それから、20年度の30日以上長期欠席者の報告件数は、小学生120人、中学生211人でした。

各学校では、教育相談体制を整えたり、生徒指導会議などを活用して、いじめや長期欠席者等の問題の解決に向けた組織的な対応ができるように努めております。また、中学校には、スクールカウンセラーを配置することにより、生徒の悩みに対応できるようにしております。

教育委員会としましては、指導主事による授業参観や中学校の生徒指導会議への参加を通して、児童・生徒の実態を把握し、指導・助言をしております。

長期欠席者への対策といたしましては、八街市教育支援センター「ナチュラル」校内適応指導教室の活用、市のカウンセラー等による教育相談を行い、児童・生徒への支援を行っております。

また、教職員の児童・生徒理解に向けた指導力向上のための研修会も実施しております。さらに、学校と家庭を結ぶ重要な役割として、学校教育相談員による家庭訪問も行ってまいります。

いじめ・不登校の問題は、学校の努力だけで解決できる問題ではありません。教育委員会といたしましては、児童家庭課や主任児童委員、児童相談所、警察等、関係機関との連携をより一層深めながら、解消に向けて努力していく所存でございます。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○中田眞司君

答弁ありがとうございました。それでは、自席にて幾つか、再質問させていただきたいと思います。

まず、小中一貫教育のことなんですけれども、これは、まだ広がりつつあるということで、特区、あるいは自主性も本当に少数の自治体で実行されているということで、この問題については、多少、教育長のお考えは、この先どういう方向に進んでいくのかということで、教育長のお考えを聞いたわけでございます。

この6・3制は、教育長もご存じかと思えますけれども、実際にこの6・3制になったのは、調べたところ1947年頃の学校教育法で6・3制になって、60年以上経過しているということを知りまして、この小中の一貫教育についても、そろそろ見直しが出てくるんじゃないかなということ、この質問をさせていただきました。教育長のお考えも聞いたところでございますので、次に移させていただきたいと思えます。

この次の食育の問題なんですけれども、新学習指導要領、あるいは改正給食法との問題の中に取り入れられているわけなんですけれども、学校給食における食育についての質問というより、答弁をいただいたわけなんですけれども、実際に教育現場における食や農の理解を深めるために教育現場として食育活動として、どのようなものがあるのか、もしわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

学校の方では、先ほど答弁いたしましたように、栄養教諭が各学校を訪問してやっているわけなんです、具体的には、カルシウムの大事さとか、野菜をとることの大事さとか、そして朝食をとることの大事さとか、そういうようなことを、この栄養教諭が各学校を回りまして、短時間ではございますが、10分、15分の時間を各教室を回って、ある学年の各教室を回って指導していらっしゃるというような栄養教諭の活動をしております。

○中田眞司君

わかりました。では、実際に食と農の活動としての具体的な活動は、そんなにはしていないわけですね。

○教育長（川島澄男君）

道徳の時間とか、それから特別活動の時間、そういう時間を使いまして指導をしているという事例があります。

○中田眞司君

どうもありがとうございます。

続きまして、教育問題のいじめについてですが、私も、このいじめについては、非常に再三質問をさせていただいておるわけですが、私もこのいじめの質問をしてから、実際に電話も何件かいただいているわけなんです。身近な人にも相談を受けているわけなんですけれども、先ほどの答弁の中で、20年度が259件との報告があったということをお聞きしたわけですが、実際に21年度は出ていませんよね。

○教育長（川島澄男君）

2学期までは出ております。

○中田眞司君

では、参考までに2学期までで結構ですから、数字的なものがわかりましたら、お願いしたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

2学期末の調査で、小学校が1学期、2学期、合わせまして83件。中学校が215件。この報告があがっております。以上です。

○中田眞司君

この数字を見ますと、2学期で大分増えていることで、3学期まで入れると恐らくもっと件数が増えるんじゃないかなと推測されるわけですが、このいじめの報告なんですけれども、各学校でアンケート用紙を配付した中で、アンケートに答えてもらった件数でしょうけれども、実際にこのアンケートをとった中で、新しく出たいじめと、それまでに継続されたいじめという判断というのはできると思うんですよ。だから、それがずっと続いている中の数字がかなり多いんじゃないかなと。

実際に私も身近な人に相談を受けたわけですが、そのときは、保護者とそれから当事者、それから相手方の方に直接お話ししたそうです。そのときに、一時的には、そのいじめはやんだとか、おさまったそうですけれども、また、聞くところによりますと、また再度始まっている。同じような人が始まっているということを聞いております。ですから、この数字というものは、新たに出たものではなくて、その200何件というのは、ほとんど解決のつかない、続けて継続しちゃっていると、そういう数字じゃないかなと思うんですけども、どうでしょう。

○教育長（川島澄男君）

21年度の数字は、1学期、2学期、合わせて先ほど83件というお話がありましたけれども、現在、いじめが継続している件数というのが12件。ですから、議員さんがおっしゃるように、ずっとそのままの数が引きずっていつているというわけではなく、解消されながらもきているというふうに私は理解しています。

○中田眞司君

では、この22年度の小学校83件、中学校215件という数字は、新たに発生して報告されたいじめということで、理解してよろしいのでしょうか。全部が全部じゃないですけれ

ども、新たに発生した報告ということで、理解してよろしいのでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

先ほどもお話ししましたように、継続しているものも、そこには含まれていますけれども、新たに発生したものが、その数になっていると。含まれながら、新たな数も入っておりますということです。

○中田眞司君

そうすると、数字を見ますと、別に解決策というのはそんなに進んでいないということでよろしいのでしょうか。本当に、このいじめに関しては、これをゼロにするということは非常に難しいと。また、先ほど申しましたように、冷やかしか、悪口、それが当事者にとってはいじめに捉えていると。加害者の方は別にいじめているわけではなく、冷やかしてやっているつもりだけれども、やはり自分としてはいじめに遭っているんじゃないかと。その辺のやはり受けとめというのは難しいと思うんですけども、実際に、これだけの報告があった中で、いじめの報告として受け止めていると思うんですけども、このアンケートだけじゃなくて、アンケートは私は用紙を見たことがないんですけども、どのようなアンケートであろうか、わかりませんが、実際もう少し減る対策というのか、もう少し早く気付くような防止策というのか、その辺も具体的に各学校等に指導しながら、こういったいじめをなるべく少なくしていくようにお願いをしたいと思います。

それと、長欠なんですけれども、これはいじめが原因で長欠になっているとは限らないわけなんですけれども、これも身近な人にいるんですよ、2人。それで、実際にどういう、先ほどの答弁の中でいろいろカウンセラーとか、学校教育の担当者でいろんな手だてはしているというお話を聞いたわけなんですけれども、その長欠している人も中学になってから長欠が始まったわけなんですけれども、そういった人が指導というより、話に来たことというのは、実際にはそんなにないと。そういうお話を聞いているわけなんですけれども、過去、学校のそういった行動についてはどうなのでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

不登校になった、そのきっかけというようなことなんですけれども、やはり中学校の場合を考えてみますと、友人関係をめぐる、そういう問題から不登校になっていくというようなことが非常に多いものがありますので、先ほど議員さんのお話にありましたように、やはりそれを気付く目、見る目と。職員の気付く目、見る目、そういうものを高めていかななくてはいけないんじゃないかなと。そんなふうにも考えております。

○中田眞司君

ぜひ、この長欠問題につきましても、義務教育ですから長欠しても何でも卒業証書はもらえると。そういうことになっているわけなんですけれども、やはりこの先、将来的に社会に出た中で友人関係とか、いろんな問題等がございますので、ぜひ、またこの長欠の解決策についてご努力を願いたいと思います。

次に、交差点改良につきまして、お尋ねをしたいと思います。

この交差点につきましては、私も1日1回ぐらいは必ず通るわけですが、非常に事故が多いと。また、うちの方の地元の議員もたびたび要望しているわけですが、先ほど、前の隅切りの問題で部長の方から鯨井議員の隅切りの問題でも答弁があったんですけれども、この解決策というより、この改良整備、優先順位等があるわけですが、出てくることが、さっき市長の答弁でもありましたけれども、地権者の理解が必要だと。それでは、逆に考えると地権者の理解があれば、すぐこういう改良工事は予算面もあるけれども、ある程度、成立するののかということで、その辺についてご答弁の方をお願いします。

○建設部長（並木 敏君）

ご案内のように、現在、市で長期的に行っている事業といたしましては、文違1号線、これにつきましては、全路線道路改良、歩道付きで現在行っているところがございますが、ピンポイントでできる、今ご指摘がありましたような隅切り用地が確保できて安全が図れると。そのような場所につきましては、随時対応してまいりたいと、そのように考えております。

○中田眞司君

それでは、そういった問題も隅切りで済むような問題であれば、ある程度対応すると。そこに別に信号を付けて設置していただきとか何とかで、その辺の問題が解決すれば、地権者の理解があれば、ある程度の改良については解決していくんじゃないかという答弁で、受け止め方でよろしいでしょうか。

わかりました。それでは、歩道問題についても、ぜひ早く、非常に事故が多いところですので、解決に向けてのご努力をお願いしたいと思います。

次に、私は歩道もしつこくやっているわけですが、これは県事業というより、県道の歩道なんですけれども、非常に佐倉寄りから学校付近まで、1.5キロメートルぐらいかな、神門方面に向かって。それは、もう完成しているわけです。本当に肝心の学校の入り口と、せっかく子どもたちが通う学校の校門までの間、150メートルぐらいですか。その辺が完成していないということで、非常に前の事業というより、その1.5キロメートルぐらいの歩道を設置してもらったのが、そこで中断されているということで、せっかくでも死んでしまっているんですね。その辺もやはり、ぜひ県の方にお話をさせていただきますと、私もセンターの方には、何回か行っているわけなんですけれども、予算的には前年、20年、21年ぐらいですか。八街から南部地区の方の事業が多いということで、予算がそちらに回らないというお話は聞いているわけですが、あそこは県道で県の方の管轄ということになるわけですが、やはりもう少し八街もその辺はやはり加味した中で、ある程度の予算が付けられれば、八街独自でも別にやっても構わないんじゃないかなと思うわけです。せっかく、あそこまでできた歩道ですので、皆さんが安全に利用できるような対策ということで、ぜひ、また市の方でも努力をしていただきますよう、お願いしまして、私の質問とします。どうもありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、誠和会、中田眞司議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

誠和会の小高良則でございます。平成22年度3月議会におきまして、質問の機会をいただきましたので、私は八街市総合計画2005第2次基本計画を中心といたしまして、質問をしたいと思っております。

また、長谷川市長におきましては、4期をもちまして退任なさるとのことですが、任期いっぱい八街市のためにご活躍いただきたく思う次第でございます。

経済はいまだ底が見えず低迷しております。政治摩擦の影響とは限りませんが、トヨタ自動車の社長がアメリカの公聴会に呼ばれ、説明をする事態となり、大変遺憾に思います。このことによりまして、日本経済が上向くものではありません。

日本国は、無資源国家ゆえ、多方にわたり、日本の技術は2番でなく1番でなくてはなりません。輸出入が安定してのこれからの日本だと思っております。それには、諸外国に負けない教育が求められます。

各自治体においても、さまざまな取り組みがされていることは、当然だと思っておりますが、八街市におきましても、他に漏れずに学力向上プロジェクトをはじめ、限られた中での取り組みが垣間見られますが、さらに強力な学習、子育ての支援を求めます。

八街市は海や河川があるわけではなく、歴史的建造物も派手なものは見当たりません。有名な観光地が現在あるわけでもなく、魅力ある八街市とはと、日々考える次第でございます。

私は、それでも八街市に生まれ育ってよかったと思っております。人々との触れ合いの中から多くを学び、また、今現在も経験させていただいております。生涯をここで送りたいと思っております。

時代は平成、今の市民が、子供たちが、今後将来にわたり八街市に住みたいか否かは定かではありません。市長の掲げる安心、安全、健康な街づくりに、学力の高い街が加われば、定住者も将来にわたり安定して増えるのではないかと、私は考えております。学んだことは個々のものであって、だれにも侵害されない財産です。これらのことを加味しまして、質問を通告に従い行いたいと思っております。

質問事項の1番目は、市民と行政の協働の推進について伺います。

八街市総合計画の中には「市民とともに協働の仕組みづくりを進めるため、意見や技術の交換、紹介を行う研究集会などを実施する」とあります。どのようなことを考えているのか伺います。

また、私は市内公共施設等の軽微な部分の修理等について、ボランティア等を募り、機材、消耗品は支給しての事業はできないのか、伺います。

質問事項の2番目は、産業の支援について伺います。

八街市総合計画の中で、企業支援がございます。その中でコミュニティビジネスの普及についての考え方の詳細について伺います。

質問事項の3番目は、緑の保全と創出について伺います。

八街市は、緑豊かな台地に恵まれております。しかし、林を見れば倒木が放置され、竹林も荒れてしまっており、人工的に再生整備が必要と思います。そこで、森林の再生整備について伺います。

質問事項の4番目は、コミュニティの育成について伺います。

八街市総合計画の中で、現状と課題、そして主な計画事業が記載されておりますが、コミュニティの活動に支援と運営体制の強化について伺います。

質問事項の5番目は、道路問題について伺います。

国道409号は、慢性的な渋滞が起きており、バイパスの完成によりまして緩和されることを期待されているところです。バイパスは東西に延伸しており、409号は南北に伸びているわけで、その接点は1カ所です。果たして十分でしょうか。

私は、バイパスと同時に八街十字路の交差点改良も考えるべきと思うがいかがか、伺います。

次に、八街市の道路は歩道が少なく、歩行者にも運転者にも大変危険な道路が多い。しかし、物理的、財政的にも安全な道路の確保は困難な状態です。今年度、立体減速シートを設置していただき、効果を期待するとともに、ほかにも安全に道路を運行してもらええる手段があるのではないのでしょうか。

私が幼少のころには、交通標語のような看板があったように思われます。最近では、まず目につきません。安全に人・車両が通行できる道路づくりはできないものか伺います。

質問事項の6番目は、教育問題について伺います。

①としまして、教育長が就任されまして初めての議会におきまして、質問する機会ができましたので、その心情、教育への心構えについて伺います。

②としまして、市内小中学校の外国籍等の子どもたちの様子について伺います。

③としまして、学校と地域社会との交流促進について伺います。

④としまして、平成22年度教育施策について伺います。

⑤としまして、八街市教育重点目標について伺います。

⑥としまして、予算計上の推移について伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。明解なご答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、誠和会、小高良則議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 市民と行政の協働の推進について答弁いたします。

(1) ですが、市内の公共施設の軽微な修繕としては、トイレなどの設備の修繕、屋内外の建物の修繕などがあり、これらについては経費節減のため、担当課において職員が修繕を行うことが多く、困難なものについては、市内小規模事業者の育成や地域経済の活性化を図るため、平成19年7月より、小規模工事等契約希望者登録制度に登録されている市内業者に発注しており、成果を上げております。

小中学校においては、除草作業や遊具等のペンキ塗りなどをPTAをお願いしており、経

費削減を図っているところであります。

また、開発行為で帰属された公園については、地元自治会等に除草やごみ拾いなどの日常管理をお願いしており、一部の自治会では、遊具のペンキ塗りに、市より材料を支給し、塗装していただいております。

また、けやきの森公園については、昨年、ボランティアグループにより、自発的活動として、年2回、清掃を行っていただいております。

今後もボランティアにより、除草や清掃、修繕等、維持管理にご協力いただけるようお願いしたいと考えております。

次に、質問事項2. 産業の支援について答弁いたします。

(1) ですが、コミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

本市では、八街駅舎を利用した「ぶらんみなみ」及び空き店舗を活用した「いこいの場ギャラリー悠友」、また、昨年開店した八街市推奨の店「ぼっち」などコミュニティビジネスと考え支援してまいりました。

そのほか、これから起業を考えている方に対する支援策として、各種制度等の情報提供や利子補給がある市の制度融資の独立開業資金の活用などにより、地域産業への支援をしているところでございます。

今後は、さらに国や県の商業振興施策等を活用し、地域の経済団体である商工会議所との連携を深め、地域コミュニティの活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 緑の保全と創出について答弁いたします。

(1) ですが、森林は木材等の林産物の供給だけでなく、水源の涵養及び雨水災害の防止等多面的な機能の発揮を通じて、市民生活の維持発展に寄与しています。

開発等から残された貴重な森林は、快適な生活を保全する機能、教育活動に寄与する要素も多く、近年では生物の多様性や景観を保全する機能、二酸化炭素を吸収する機能への期待がさらに高まっており、森林の再生・保全は重要と認識しております。

そこで、本市では県の山武杉林再生事業や森林機能強化対策事業などの補助事業を市内の山林組合を通じて活用していただき、下刈りや枝打ち、間伐、植林などの費用に対する補助を実施しております。

市といたしましては、今後におきましても、こうした補助事業を積極的に活用していただけるよう周知してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. コミュニティの育成について答弁いたします。

(1) ですが、地域における市民の連携は、地域の安心を支える中心的な要素であり、地域の課題を解決するためのコミュニティ活動は、大変重要なものであると認識しております。しかし、市民の価値観や生活様式が多様化し、市民のコミュニティ意識も希薄となっている

昨今においては、市民相互の理解を促進し、自治意識を高めることが大きな課題となっております。

このコミュニティの育成を図るため、本市といたしましては、よりよい地域社会を作ることができるよう、従来から地域が共通課題を解決したり、レクリエーション等を通じての親睦活動、あるいは、防犯、防災、美化運動などの活動に対し、コミュニティ事業補助金を交付するとともに、コミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備や維持・管理に対し、地域集会所建設費等補助金を交付するなど、積極的に支援し、市民意識の高揚に努めているところでございます。

今後も、同じ地域に住む市民の皆様との連携により、地域の活性化、地域力の向上が図れるよう、より一層支援に努めてまいります。

次に、質問事項5. 道路問題について答弁いたします。

(1) ですが、八街十字路の渋滞解消のため、現在、県事業として八街バイパスの整備を進めているところであります。県では、この八街バイパスの供用開始後の状況を見た上で、八街十字路の交差点改良について検討していくとのことでありますが、交差点改良には新たな用地の取得や建物等の移転など、多額の費用を要することから、用地の確保が可能な状況にある危険箇所を優先的に整備する方針であると印旛地域整備センターより聞いております。

したがって、現状では、八街十字路の交差点改良につきましては、非常に厳しいものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に(2)ですが、歩行者と車両が安全に通行できる道路環境づくりとしましては、道路と歩道を確保するための拡幅や交差点の改良が最も重要なことですが、これらを整備するには隣接する地権者のご理解と膨大な経費を必要とすることから、緊急性の強い路線を整備しているところでございます。

また、交通事故を抑止するために注意を促す看板や自発光道路鋸、カーブミラーを設置して交通安全を図るとともに、警察や交通安全協会等の皆さんと連携した啓発活動を実施しております。

なお、地域の方々により、運転者や歩行者が印象付く、特色のある手作りの注意看板が設置されておりますが、市でこれらと同様なものを制作しますと高額な経費となりますので、既製の看板を危険と思われる箇所に、より多く設置をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

今後とも、計画的な道路整備を進め、地域と一緒に人と車両が安全に通行できる街づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項6. 教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、社会の多様な価値観の中、規範意識の低下、人との関わりを苦手とするなど義務教育の中で、「生き方」指導を展開する重要性を感じます。信条としては、「逃げるな、ひるむな、立ち向かえ」という生き方の指針として、あらゆる困難にも夢を抱き、勇気

を持って生き抜く子どもたちを育てていきたいと考えています。

教育への取り組みについては、次のとおりです。

1、八街市教育委員会として、「やちまた教育の日」に基づいて、明日の八街市を担う心豊かで夢を抱き、たくましく生きる子どもを育てていくように努めてまいります。

また、市民の皆様が教育について理解と関心を深め、学校・家庭・地域の絆を強固にして子どもたちの指導に当たりたいと考えております。

2つ目として、児童の登下校の安心・安全を図るために、各小学校が今ある組織をより一層活動できるように協力をお願いしてまいります。

3つ目として、魅力ある学校づくりの推進に努めてまいります。

4つ目として、家庭の教育力を高めるために、行政、地域が一体となり、問題解決を図る方策を考えてまいります。

5つ目として、教育委員会の各種事業を計画・実践・反省・行動のサイクルで、市民サービスを図りたいと考えております。

次に（2）ですが、市内小中学校に在籍する外国籍の児童・生徒は、今年度81名で、その内訳は小学生49名、中学生は32名です。このうち、多くの児童・生徒は元気に学校へ通っていますが、30日以上長期欠席者として2学期末現在、小学生1名、中学生2名が報告されています。

学校では、担任を中心に家庭訪問や電話連絡を繰り返し行っております。家庭訪問をしても不在であったり、保護者となかなか連絡が取れないことが多くあります。教育委員会といたしましては、今後も保護者への働きかけを繰り返し行っていくよう指導してまいります。

一方、外国籍の児童・生徒が学校生活をおくる上での最大の課題は言葉の問題とされます。幸いにも、本市の小中学校に在籍する外国籍の児童・生徒の多くは、日常会話には困らない状態です。長欠傾向にある3名の児童・生徒の日本語の能力には問題がなく、日本語が話せないとの理由で学校生活に適応できないわけではありません。

なお、日本語での会話が十分ではない等、特別な支援が必要となる外国籍の児童・生徒に対しては、各学校では日本語の習得・習熟に向けて、言葉の教室や特別支援学級での個別指導を行っております。

次に（3）ですが、学校と地域社会の交流事業といたしましては、「総合的な学習の時間」や「生活科」などの授業に地域住民の方を招いたり、クラブ活動の指導者として地域の方に指導をしていただくなど、各校でさまざまな取り組みを行っております。

特に、実住小学校では、平成20年度に「学校支援地域本部事業」を地域住民と小学校が連携して立ち上げた「育て実住っ子応援プロジェクト実行委員会」が実施しております。

その活動内容は、教員経験者などが行う授業中の学習支援をはじめ、総合的な学習時の指導、発表会などの引率支援、校内環境整備、夏休み中の学習支援、学区連絡会の中で実施してきた子どもたちの登下校時の安心・安全を見守る活動を、より拡充させた「見守り隊活動」などです。

なお、この学校支援地域本部事業を拡充させるために、本年度「地域コーディネーター講座」を交進小学校区の方々を対象に実施いたしました。その結果、受講した方々が「交進未来塾」を発足し、来年度から学校支援などを行う予定であり、八街中央中学校区全体で学校支援地域本部事業を実施することになりました。

引き続き、「地域コーディネーター講座」を各小学校区等で順次実施し、ボランティアの充実を図り、学校と地域社会が交流を通じて、ともに子どもたちを健全に育てる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に（４）（５）（６）につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

八街市教育委員会では、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の具現化に向け、さまざまな施策を展開しているところであります。

また、１１月１２日を「やちまた教育の日」として定め、学校・家庭・地域が連携して、より望ましい教育環境整備を図るべく作業を進めているところであります。

平成２２年度教育施策といたしましては、基本計画の施策を踏まえ、４つの観点から現在作成中であります。

１つ目の子どもの教育・健全育成の充実においては、学校、家庭、地域が相互に連携し、豊かな心を兼ね備えた幼児・児童・生徒の育成を目標として、幼小中高連携教育の継続的な展開により、子どもたちの「生きる力」の育成に努めます。

小中学校には、特別支援教育支援員、学校司書補助員、ＩＴＣ支援員を継続的に配置するほか、新たに各小学校に学力向上推進員を配置し、学力向上に取り組んでまいります。

また、地域ぐるみでの青少年健全育成の推進に努めます。

なお、平成２１年度からの繰越事業として、笹引小学校、八街東小学校の校舎改築事業、実住小学校体育館耐震補強事業、八街中学校耐震補強、並びに武道場建設事業を実施し、施設整備に努めてまいります。

２つ目の自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進では、「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯学習成果を活かすことのできる機会づくりに努め、公民館機能の充実、図書館の蔵書や視聴覚教材などの充実、ＩＴなどへの対応など、学習ニーズに対応した施設・設備の充実に努めるとともに、５月５日、１１月３日の祝日開館に取り組んでまいります。

また、市民が生涯を通じて各自の年齢や体力に応じて、スポーツ・レクリエーション活動を行う生涯スポーツの実現に向けて、各スポーツイベントなどの事業の充実、各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、安全で快適なスポーツ施設の維持管理に努めます。

なお、ゆめ半島千葉国体のデモンストレーション競技の「バウンドテニス」の開催地として、八街市のＰＲを含めた積極的な取り組みを行ってまいります。

また、スポーツプラザテニスコートには引き続き、夜間照明設備を整備し、市民の幅広い活用ができるよう努めてまいります。

３つ目の市民文化の創造と継承では、市民の芸術文化活動を支援し、芸術文化の鑑賞機会の提供や発表機会の拡大に努め、八街市の文化を伝える歴史文化遺産の保護・継承を図ると

ともに、郷土芸能や伝統行事などの活動を支援します。

また、郷土資料館機能の維持・向上を図るとともに、学校教育や社会教育での積極的な活用を図ります。

主な事業として、かわらめき古墳測量調査等を実施する計画であります。

4つ目の豊かな心をはぐくむ交流の推進では、学校教育で異文化についての学習機会の拡充を継続するとともに、八街市民文化祭やピーナッツ駅伝などのイベント時に、八街市の産物などのPRを含め、発展的に継続し、市民に積極的な参加を呼びかけ、地域間、世代間、相互が触れ合える交流型、体験型のイベントを展開します。

これらの施策を踏まえた平成22年度の9款教育費全体の当初予算額は、16億8千167万6千円となり、21年度予算と比較いたしますと、4千180万3千円減少となっておりますが、平成21年度からの繰越継続事業となっております、笹引小学校、八街東小学校の校舎改築事業、実住小学校体育館耐震補強事業、八街中学校耐震補強、並びに武道場建設事業、中央公民館の空調設備等改修事業などを含めますと、実質的には大幅な増額となっております。以上でございます。

○小高良則君

ありがとうございました。自席におきまして、若干の再質問をさせていただきたいと思えます。

2005の中で、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、市民の理解と協力のもと、街づくりを進めていくことが不可欠ですと。中間省略で、さらに文化財の保護・継承、公園、道路維持管理をはじめとする、さまざまな分野において市民が力を合わせて環境の整備を主体的に行う協働型事業について検討していく必要があるとうたっている中で、先ほど答弁されたように、小規模業者があり、また、小さな工事は小規模業者が行っております。また、PTAが行っております、自治会が行っております。ただ、小規模業者は専門職として技術を持ってとり行われている中、PTA、自治会との、その工事の振り分け等が、どこかで行われていると思うんですが、やはり配分をなるべくボランティアを明確に募った上で、仕事の配分、専門職でない範囲は、そのボランティアの中でやっていくことが、財政の節約につながるのではないかなと思うんですが、その配分、仕訳はどのように行っているのか。

小規模業者でなくても、専門職でなくてもできるような仕事をPTAなり、自治会なりがやっていると思うんですが、その選別をどこかでしていると思いますし、さらに小規模業者がやっている中でも、さらに地域のボランティアができる範囲があるんじゃないかと。その選別を伺います。

○財政課長（加藤多久美君）

財政の立場から言わせていただければ、最少の経費で最大の効果を上げていただければ、財政も楽になるということで、基本的に小規模、私ども財政課で担当しているわけでございますが、やはり中小企業、零細企業の受注の確保というのは、私ども市役所に求められている点でもございますけれども、やはり先ほど言ったように、これから例えば、今、団塊の世

代が大量にやめて、その方々が地域に戻る、自宅に戻るということで、そういう方々を有効的に利用していただけるような役所のシステムづくりというの、私は肝要であるのではないかと考えておりますので、その辺の仕組みづくりについては、今後、第2期の中でも検討していく。市民協働条例も策定いたしますので、その中でも検討していくのではないかと考えてはおりますけれども、その線引き、選別については、仕事の発注については、執行担当課の方が基本的にはやっておりますので、例えば学校関係については庶務課を中心にして小規模で発注するのか、それともPTAさんをお願いするとか、その辺について執行担当課の方で個別の判断で、今現在においてはやっておるとというのが現状でございます。

○小高良則君

ありがとうございます。ぜひとも、そういうふうな判断、特に団塊の世代の人たちをフルに参加していただけるような状態を持って、やはり地域コミュニケーションの構築を築いていただきたいなど、私は思い、また、同時に小規模の業者の仕事を減らすのではなく、浮いた分で、さらに公共施設の整備を進めていただきたいという気持ちで質問とさせていただきます。

続きまして、2番の産業支援についてですが、講座の開催、また各種制度の周知、相談、指導の充実とございましたが、今後どのように22年度は行っていこうと思うか、教えてください。

○経済環境部長（森井辰夫君）

いわゆる、そのコミュニティビジネスへの支援ということでございますけれども、これにつきましては、今までも先ほど市長答弁にもありましたとおり、いろいろな面におきまして支援をしております。

それで、特にこれから起業を考えている方にとりましては、まず、いろんな制度の情報提供、それとか、例えば空き店舗を活用してやりたいということであれば、その辺の空き店舗の情報とか、いろんな情報提供とか、経営に関する相談、それらが必要になってくるんじゃないかなというふうに考えておまして、そういったことから、例えば商工会議所におきまして、中小企業相談所ということも設置をされておまして、その相談所におきまして、いわゆる経営相談であるとか、融資の面での相談も行っております。

また、市におきまして、制度融資等も行っております、そういった相談もしておることから、引き続きまして、商工会議所とも連携を図って支援をしてみたいと考えております。

○小高良則君

商工会議所との連携というのは、大変強く必要だと思うんですね。ただ、会議所の会員になっていない方とか、もしくは普段会議所に行かない人というのは、会議所というのは大変利用しづらい状況に僕はあると感じます。

私の会社は商工会議所の会員ですが、普段活用している方というのは、ごく一部の方だと思います。その中で、やはり起業支援に対しては、各種講座の開催、会議所でも各種講座を

行っております。そういう、それらの講座に対して連携をとるのであれば、会議所サイドだけで講座の受講者を募集するだけでなく、市役所側としても広報誌、またはホームページ等で周知させていってあげるといことも、これからは考えていかなくちやいけないんじゃないかなと。また、起業化に対して、どのような融資制度があるか。また、リンクさせるようにはなっていますけれども、もっとわかりやすい支援が必要だと思いますが、さらなる会議所との協調性、また共同作業が必要だと思いますけれども、その点に対してお考えをお聞かせください。

○経済環境部長（森井辰夫君）

確かに事業者の中には、会議所にも相談しにくいということもあるでしょうし、そういった方は、まず、とにかく商工課サイドの方で窓口になっておりますので、とにかくそちらの方に相談をしていただきたいというふうに考えておりますし、また、いろんな施策等の面につきましては、広報等でお知らせしたいというふうに考えます。

○小高良則君

ちょっとはっきり答えが見えるようなことでもない。ずっと昭和から平成に商工業者来ております。その中で、新しく起業された方を市内で見ても、若者が起業している店舗というのは、やはり後継者がいなかったりで、古くからの人が商いをしている状況が見受けられます。そのために、県・国、また自治体が、若い人たちが起業しまして、生計を立てられるような環境づくりをしていかなくちやいけないと思います。その面におきまして、ぜひとも自治体としても、独自のものを考えていただくことをお願いします。

続きまして、緑の保全と創出についての中で、杉林、山武杉の再生事業が予算化されているという話でしたが、そのほかに雑木林、竹林等が大変倒木等で荒れております。それを何とかできないのか。また、県の助成金、補助金等を使えることはできないのか。また、そういう場所に地主さんが使いやすい方向にないのか、教えてください。

○経済環境部長（森井辰夫君）

森林整備でございますけれども、これにつきましては、まず、今までですと山武杉、水腐れ病総合対策事業、それと森林強化対策事業の二本立てで整備しておったわけですが、ちなみにこの山武杉水腐れ病、これにつきましては、平成9年度から16年度におきまして、約28ヘクタールを造成しております。

それから、山武杉の再生事業といたしましては、これは平成17年度からでございますけれども、現在まで、約10ヘクタール弱を整備しております。

それから、今も議員が申しました事業につきましては、森林機能強化対策事業の中でということになってくるとお考えいただけますけれども、これにつきましては、下刈り、枝打ち、間伐等の事業をしてまいりました。

今後とも、こういった森林強化対策事業の中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで10分間、休憩いたします。

(休憩 午後 2時09分)

(再開 午後 2時20分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○小高良則君

森林の再生は、やはり下草が伸びたりしますと、ごみの不法投棄とか、事故とかの原因にもなってはいけませんので、緑豊かな八街市、静寂な森林を、きれいな森林を作るために、ぜひともご尽力、また、お知恵を絞っていただきたいと思います。

次に、コミュニティの育成について質問いたします。

コミュニティの基本計画の中で、まず、区への加入率が60パーセントというように、どこの区でも、今、脱会者が増えてしまって大変困っているような状態です。

先にも、そのことに対して触れている場面がございましたが、その打開策を何とか考えていかななくてはいけないと思いますが、執行部においては、より活動の支援を期待するところでございます。

その中で、コミュニティの区制度の見直しを進めるとともにという文言がございます。これはどのような意味合いか、教えてください。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、ご質問にもありましたように、区への加入率が非常に低い状況にあるというような実態があるということが1つですね。

それから、区という組織とは別に、いわゆるその他、区に属さないような自治組織もあるという、これも現実でございます。そういった中で、市の連絡等については、そういったものを通じてやらせていただいているというような現実があるとすれば、現行の区だけに頼ることなく、そういった自治組織を、これ全体、もう一度再構築を考える必要性があるんじゃないかということございまして、具体的に現在の区をどうするかということについてということではございませんで、再構築をする検討をする必要性があるんじゃないかと、そういった意味でございます。

○小高良則君

わかりました。ぜひとも、再構築、いい方向をもちまして加入率が上がるような、また、各コミュニティが充実するような方向でご指導、ご支援、賜りたいと思います。

続きまして、道路問題に移らせていただきますが、先ほどカーブミラー、鋸等々で、あと看板等々で交通安全性の確保できる道路づくりということでしたが、標語の看板は高額ということでしたが、費用のかからない看板、もしくは各種クラブとの共同をもつての看板づくり。やはり交差点注意とか、飛び出し注意とか、そのようなごくごくあるような温かみのない看板でなくて、やはり見て、ドライバーが気持ち、子どもたちの標語でもいいですけれ

ども、心豊かに落ち着いて、ゆっくり走れるような気持ちになれるような標語の看板が街中にあってもいいんじゃないかなと思うんですが、ぜひ、実施、実現したいと思う中で質問します。どうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、特色のある注意看板については、確かに注意をひいてインパクトもあるというふうに思いますけれども、市長答弁にもありましたように、特注品であるために、割高になるということで、たくさんの設置はできないのではないかとということで、現在の段階では既製品としての看板を多く設置するというので、注意喚起を図っていきたくて。これを優先したいというふうには考えております。

しかしながら、今、お話もありましたように、市民協働というような観点から考えますと市民の方々の協力によって作成をしてもらえるというようなことであれば、非常に嬉しいというふうには考えています。ただ、看板の大きさ等によっては、設置場所、これをどうするかということで、土地所有者の協力、こういったものが不可欠になる。そして、また設置をした後の維持管理、これをどうするんだというような課題もございますので、それらにつきましては、ケース・バイ・ケースで考えていければなというふうに考えます。

○小高良則君

先ほど僕が登壇してお話したように、道路の現状をいじるのではなく、安全確保できるようであれば、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、立体減速シートが実際には、まだ施行されていない。また、今期中には施行されると思うんですが、22年度予算の中には、そのような予算は入れているのか、教えてください。

○建設部長（並木 敏君）

先ほど中田議員の質問の中で、来年度、ご指摘の場所につきまして、中田議員からの質問がありました場所につきまして、早い時期に設置したいというふうに考えておりますので、予算は持っております。

○小高良則君

失礼しました。僕、聞き漏らしていたようで。また、21年度同様、予算の執行状況によっては、効果が期待できるのであれば、少し何カ所というのを多く施行していただきたいと思います。それをお願いしておきます。

最後に教育問題において、教育長の答弁ありがとうございました。やはり教育というのは、だれにも盗まれない、火災にも遭わない。各個人の持っている大変貴重な財産だと僕は思います。また、それが未来の八街市を作っていくんだなというふうに、僕は思う中で、今後とも教育長は多方面よりいろいろな方向から子どもたち、また、八街の教育というのをどのように持っていくかという目標を委員会とともに、各13小中学校、2高校ございますが、協力し合って教育力の向上にまい進していただきたいとお願いして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、誠和会、小高良則議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

こんにちは。誠和会の山口孝弘です。登壇の機会を与えてくださった会派の皆様感謝し、議員としての使命をしっかりと受け止め、八街市発展のために全力を注いでまいりたいと思います。

それでは、質問いたします。

質問事項1. 子育て支援と地域活性化。要旨（1）子育て家庭優待制度について質問いたします。

今現在、千葉県の市原市、茨城県、埼玉県、愛知県、静岡県などで子育て家庭優待制度を取り入れております。子育て家庭優待制度とは、茨城県を例に説明いたしますと、妊娠中の方や18歳未満の子どもがいる家庭に配付する「いばらきKids Club」カードを協賛する店舗等で提示すると、料金割引や粗品等の優待が受けられる制度です。優待の内容や条件等は、協賛する店舗が自由に設定することができます。

例えば、スーパー、毎月第3日曜日に料金5パーセント値引き、レストランではお子様にデザートサービス、ソフトドリンクサービス、ガソリンを会員価格で提供。銀行では、預金、住宅ローン金利優遇などさまざまであります。

協賛店舗になると目印となる店頭掲示用のポスターやステッカーを送付し、携帯電話からも検索できる専用サイトで、各店舗情報の紹介やホームページリンクを行い、広く皆さんにPRを行っております。そして、「子育て家庭に優しい企業や店」として、お店の信頼度やイメージアップが図れます。

また、子育て応援企業表彰をし、仕事と家庭の両立支援に顕著な成果があった企業や子育て家庭を対象とした支援に積極的に取り組んでいる企業を表彰することにより、企業の自主的な取り組みを促進し、結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりを進めています。

そこで、八街市でも子育て家庭を地域・企業・行政が一体となって応援する機運を醸成し、子連れでの外出を温かくサポートできる地域づくりや子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるため、「子育て家庭優待制度」のような取り組みができないものか、お伺いいたします。

次に、質問事項2. 健康を守る取り組み。要旨（1）人間ドック、脳ドックの助成について質問いたします。

人間ドック、脳ドックは病気の治療を目的としていないため「保険診療」の扱いにはならず「自由診療」の範囲で行われております。今現在、八街市は国民健康保険加入者に対し、人間ドック、脳ドックの受診費用の一部を補助する制度はありません。しかし、千葉県内の多くの市町村だけでなく、全国で人間ドック、脳ドックに対して助成を行っております。八街市では、八街市の皆様の健康を守るため、多くのがん検診の実施をしているところであり

+

ます。新年度の新規事業として、新たに前立腺がんの検診を実施するとのことですが、特定検診が義務化された今、健康に対する関心は大変高くなっており、受診率を高める上でもがんの早期発見という観点からも人間ドック、脳ドックへの助成は有効な手段であると考えます。

そこで、八街市においても人間ドック。脳ドックの受診費用の一部を補助する制度ができないものか、お伺いいたします。

次に、要旨（２）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸し出しについて質問いたします。

今現在、八街市では市役所、中央公民館、スポーツプラザ、各小中学校に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置がされました。ＡＥＤは皆様もご存じのように、心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。２００６年７月、少年野球の試合前のウォーミングアップで、９歳の少年が急性心不全でお亡くなりになりました。また、２００７年９月、ＰＬ学園高校野球部のグラウンドで、高校生に交じって練習に参加していた中学３年生の部員が、硬球を胸に受け、その場に倒れ込み、トレーナーの応急処置後に病院に搬送されましたが、約７時間後にお亡くなりになりました。このようなときに、そばにＡＥＤがあれば助けられたかもしれません。ＡＥＤは、以前と比べて１台、約２０万円から３０万円と価格も大分安くなりました。しかし、八街市内で活躍している各種団体が自分たちで確保するのはなかなか難しい現状があります。

そこで、安心・安全を掲げる八街市として、各種団体に市内で開催するスポーツ競技やその他の行事への貸し出し用として、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を確保していただけないかお伺いいたします。

次に、質問事項３．歳入を確保する取り組み。要旨（１）クリック募金について質問いたします。

「クリック募金」、聞きなれない方もいるかもしれませんが、これはどのようなものかといいますと、ホームページ上の募金ボタンをクリックするだけで、無料で募金ができる仕組みです。クリックした方にかわって、スポンサー企業が寄附をするのでクリックした方には一切お金がかかりません。

詳しく説明いたしますと、自治体のホームページ上に、クリック募金に参加したい企業を募集いたします。それを自治体で審査し、クリック募金にふさわしい企業に自治体のホームページにクリック募金のスペースを貸し、自治体のホームページをごらんになった方の中で、その企業に興味を持った方々が募金専用バナーをクリックすると、１クリックごとに、例えば３円あるいは５円という金額が自治体に入るという仕組みであります。

この募金のすばらしいところは、クリックするだけで、自分の懐を痛めることなく、自治体に寄附できることであり、企業にとっては、自社のホームページを見てもらえることで、PRやイメージアップすることができ、なおかつ自治体の歳入が増える仕組みであります。

そこで、札幌市、大阪市等が既に導入し、それぞれの自治体の歳入増に結び付けている「クリック募金」を八街市においても導入してみたいかお伺いいたします。

次に、質問事項4. 安心・安全な街づくりについて質問いたします。

日頃から八街市の道路・通学路はどのようになっているのかと、気をつけながら観察するようにしております。しかし、道路整備、歩道整備がされていない箇所が多く、道路の傷みや危険箇所が目につきます。破損した箇所につきましては、担当課の職員の皆様の迅速な対応により修繕していただき、多くの皆さんが大変感謝しております。

市民意識調査においても、優先的に実施してほしい施策の上位に道路・歩道整備の要望が多くあります。安心して通行できる道路整備、歩道の整備は児童・生徒の登下校時の安全、高齢者の方の安全につながり、子を持つ保護者の皆さんからも、安全な歩道を作ってほしい、そういった声もたくさんいただいております。計画的な八街市の歩道整備、道路整備、危険箇所の改善をぜひともよろしく願いいたします。

そこで、要旨（1）元一休地先、市道114・116・210号線交差点改良事業と信号機の設置について。

要旨（2）市道116号線の道路整備、歩道整備について伺います。

以上で、登壇しての質問を終了いたします。明解なるご答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、誠和会、山口孝弘議員の質問に答弁をいたします。

始めに、質問事項1. 子育て支援と地域活性化について答弁いたします。

（1）ですが、県内では、市原市が平成20年9月より、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯に、市がカードを発行し、協賛する市内の地元の企業、商店等に提示することにより、割引や特典のサービスを受けられるという制度で、地域、企業及び行政が連携して、子どもの多い家庭を経済的に支援することを目的に実施していると伺っております。

しかしながら、関東近県を見ますと、同様の制度を茨城県や埼玉県では、県が県下各市町村と協同して、広域に実施しているところであり、本市においても、県内あるいは広域での実施が最善であると考えておりますので、現時点で本市単独での子育て家庭優待制度の実施につきましては、難しいものと考えているところであります。

このため、今後は、県及び近隣の市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 健康を守る取り組みについて答弁いたします。

（1）ですが、現代は個人個人の健康への意識が高まり、より高度な検査について関心が向けられ、疾病の早期発見や予防を目的とした人間ドックの受診や脳ドックを追加する方も増えているようです。

そこで、本市の健康診査の状況ですが、平成20年度から保険者に義務付けられた特定健康診査は、現在、市内に設けた各会場を循環して行う集団健診方式のみで実施しており、そもそも、人間ドックのように、各個人が医療機関に行く個別健診方式で実施しておりません。この集団健診も、来年度から、がん健診とあわせて受診していただく方向で調整しており、健診内容を拡充していくことで、受診率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、今後の受診状況等を注視しながら、まずは、受診率向上のための方策の1つとして、個別健

診の導入についての検討を行い、人間ドックの助成、さらには脳ドックの助成については、その後、検討してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、ＡＥＤは、何らかの原因で心臓が心室細動を起こした方の応急手当に非常に有効的な医療機器であり、救急車が到着するまでに、ＡＥＤを適切に使用することで救命率を上げることが可能となります。そのため、市民の安全を守るという観点から多くの人が集まる公共の施設などへの計画的な設置を進めております。

また、消防組合のご協力で、職員が心肺蘇生法とＡＥＤを使用して、適切な救命措置が行えるよう、全職員を対象とした講習会を実施したほか、市内の小中学校の教職員につきましては、毎年定期的に救命講習を受講しております。

さらに、市内の各自治会等につきましても、防災訓練等の中で救命講習会を実施しており、他にも市民を対象とした救命講習を相談によりまして随時実施していると伺っております。

なお、市民体育祭や産業まつりなどの催しに際しては、消防組合へ消防隊の派遣要請により出動していただき、いざという場合に対応していただくこととなっております。

また、地域での行事や催しなどに際しては、休日での複数利用が見込まれることなどから、市でのＡＥＤの貸し出しは現在のところ考えておりませんので、民間業者の短期レンタルサービスなどの活用をお願いしたいと考えております。

次に、質問事項３．歳入を確保する取り組みについて答弁いたします。

（１）ですが、自治体が行うクリック募金は、クリック募金に協賛していただける企業を募集し、自治体のホームページ内に協賛企業の募金専用バナーを掲載しまして、その募金専用バナーをインターネット利用者がクリックすることで、１クリックにつき３円または５円というように、決められた金額を協賛企業がインターネット利用者にかわって自治体に寄附を行うというものでございます。

これにより、インターネット利用者は、クリックするだけで自身の負担もなく自治体に寄附を行うことができ、また協賛する企業にとっては、インターネット利用者が募金専用バナーをクリックすることで企業の情報ページが閲覧されるため、自社のＰＲやイメージアップを図ることが可能となり、さらに自治体にとっては寄附により歳入が増えるということになります。

クリック募金では、どれだけの企業から協賛していただけるかという点が重要になると思われませんが、現在、クリック募金を実施している幾つかの自治体の協賛企業数を見ますと、３件から８件程度のようにございます。協賛していただける企業としては、主に自治体内にある企業になろうかと思われませんが、各自治体によって企業の数や規模などの事情がそれぞれ違いますので、本市において有効な方策かどうか、今後の研究とさせていただきたいと考えております。

次に、質問事項４．安心・安全な街づくりについて答弁いたします。

（１）ですが、公明党、鯨井眞佐子議員の代表質問の中で答弁いたしましたが、ご指摘の交差点改良事業につきましては、平成２２年度から事業が実施できるよう、国及び県に要望

をしたところであります。

また、信号機の設置につきましても、事業完了を予定している平成24年3月末までに設置できるよう、県公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、市道116号線の道路整備の状況につきましては、近年の交通量の増加や国道409号を迂回する大型車両などの通行により、道路の痛みが激しくなっております。このような状況の中で、市といたしましても限られた予算の中で、毎年、継続的に舗装修繕工事を実施し、整備を進めております。

なお、歩道整備につきましては、市道116号線の路線延長が約5.2キロメートルと非常に長く、多くの費用と地権者のご理解、ご協力が必要となることから、早期に歩道整備に着手することは難しいものと考えておりますが、他の事業との優先順位などを検証しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで15分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時05分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開する前に、古場議員より発言を求められていますので、これを許します。

○古場正春君

先ほどの私の一般質問での発言のうち、他人の私生活にわたる部分についての言及したことは、地方自治法第132条に抵触することから、発言の取り消しをお願いいたします。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいまの古場議員の申し出のとおり、発言の取り消しにすることにご異議ありませんか。

○小澤定明君

ただいま、釈明の言葉がありましたが、今後とも人に聞いたからという発言、これは議員としてあるべき行為ではないと思います。今後、十分にお互いに気を付けて議員活動を行っていきたいと思いますので、議長からも強いご指導のほど、お願いしたいと思います。

○議長（北村新司君）

ただいまの古場議員の申し出のとおり、発言の取り消しにすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

発言の取り消しをすることに決定しました。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○山口孝弘君

ご答弁ありがとうございました。

それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

初めに、子育て優待制度についてお聞きいたしますが、他市町村との差別化を図る上でも、八街市は子育てに関して、このような取り組みをしていると、はっきり言えるとてもいい制度だと感じております。例えば家族で外出したときにでも、この制度を八街がやっていれば、優待サービスが受けられるのであれば、他市町村で買い物せず、八街市内で買物をしようか、八街市内で外食しようかとなるわけでございます。これは、子育てにも優しい制度でありますし、地域活性化にも一役を買うことになると思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○市民部長（小倉 裕君）

ご質問の子育て優遇制度につきましては、お子様をお持ちのご家庭の経済的支援、または地域活性化にはつながるとは思いますけれども、これにつきましては、より多くの企業、あるいは商工会議所や商店からのご協力が必要でございます。加えまして、また、活発な活動が継続的に行われることが求められるものと考えております。

先ほど、市長の答弁でもございましたように、現時点では市単独は非常に難しい面がありますので、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○山口孝弘君

確かに、先ほど市長答弁で県内あるいは広域での実施が最善であるとの答弁もいただきました。部長がおっしゃるように、商店の皆さんや商工会議所の協力が不可欠であるとは思いますが。このような制度、活性化のための要望等があったときには、全力でサポートしていただきたいとお伺いいたします。要望いたします。

次に、人間ドック、脳ドックの助成についてお伺いいたします。

まず、近隣の市町村の実施状況をお伺いいたします。

○国保年金課長（石毛 勝君）

それでは、ご答弁いたします。

まず、県内のデータがございましたので、まず、県内のご報告をさせていただいて、近隣に移らせていただきます。

36市、千葉県内の中で人間ドックの実施団体は26団体ございます。そのうち、脳ドックを併用して助成を行っている団体が8団体、26団体のうち8団体は脳ドックも併用ということでございます。

それと、人間ドックはなくて脳ドックのみの団体が3団体。全部、まだ未実施であると、助成事業はないという団体は、本市を含めまして7団体でございます。

町村におきましては、やはり国保加入者数も少ないという意味合いもあるのですが、全20町村、人間ドックが実施されております。ちなみに印旛管内、また東金、山武、近隣を調べましたところで、ご報告申し上げますと、先ほど申し上げました未実施7団体のうち、

印旛管内、佐倉市と八街市が未実施でございます。

それから、人間ドックと脳ドックをともに助成している団体が、成田市、東金市、山武市、この3団体がともに助成事業を行っております。

それから、四街道市につきましては、本年度から人間ドックのみ助成を行っております。

そのほか、印西、白井、富里市、この3市につきましては、先ほど申し上げましたが、人間ドックの助成はないんですが、脳ドックのみの助成を行っているという状況がございます。

なお、この助成状況につきまして、各条件がそれぞれついておりまして、各市とも国保加入1年以上経過した者、なおかつ年齢については30歳から74歳までというのが山武市、それから35歳から74歳までが成田市、東金市、ほかは40歳から74歳までという年齢制限もございます。

なお、納税につきましては、すべての団体が納期分まで完納していることという条件がついてございます。

○山口孝弘君

大変多くの団体が人間ドック、脳ドックをされているのかなと感じました。

今現在ですが、八街市におきまして、30歳以上の方で国民健康保険の加入者数はいかほどでしょうか。八街市の人口の何パーセントなのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石毛 勝君）

途中でのデータがございませんで、本年度当初の加入者数で申し上げますと、2万7千905人です。このうち30歳以上、先ほど申し上げました条件の中で30歳からというのが多いものですから、30歳以上で申し上げますと、2万487人、国保加入者は人口全体の36.2パーセント。そのうち、国保加入者のうち30歳以上は73.4パーセントでございます。

○山口孝弘君

一般的な人間ドックにかかる料金を調査してみたんですが、日帰り人間ドックでありますと3万5千円から5万円程度。脳ドックでありますと2万5千円から5万円程度であります。先ほど課長から人数等を伺ったんですが、例えば30歳以上の1割の方に1万円の補助ということで計算いたしますと、どんなに多くても約2千万円ぐらいの予算があれば実施できると思います。

そこで、人間ドック、脳ドックに関する県の通達、課長の今後の考え、人間ドック、脳ドックに対する考えも含めてお伺いいたします。

○国保年金課長（石毛 勝君）

私の考えと言われましたけれども、本市の国保財政、これにつきましては既にご承知のとおり、かなり毎年厳しい状況がございます。これは、当然、日本全国同じように医療費がかなりかかっているという中で、本市につきましては収納率、保険税の額が77パーセント前後という推移を今まで示しているという中で、なかなか財源の確保は難しいという状況は非常にございます。

そこで、ご質問の県からの通達ということですが、担当とも話をさせていただいて調べたんですが、基本的に通達というものは見当たりませんでした。ただ、毎年、人間ドック等の助成事業を行っているかどうかの調査、これは毎年来ておる状況でございます。

そこで、本市の今の状況を考えながら、市長の答弁にもございましたけれども、20年度から特定検診が始まりまして、その受診率も上げていかなければいけない。これは当然、医療費の抑制、将来的な抑制への課題として、その予防医療の充実をしていくという中で、特定検診の受診率を上げていくということが1つの私どもの課題でございます。2年間たちまして、なかなか受診率も伸びない状況で、概ね横ばいの24パーセントから25パーセントぐらいの受診率になっております。これではいけないということで、本年度も予算的には新年度予算でもっと強化していかなきゃいけないということで、市長の答弁にもありましたように、個別検診等も医療機関で受ける検診等も導入していくことも必要なのかなというところを考えております。

人間ドック、脳ドックについての当然今後の医療費の抑制につながることは、十分認識しておるところでございますが、やはり段階的に個別検診をやって、そのデータを吸い上げて特定指導に入るというようなことも踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

大変厳しい財政状況の中で、難しいことなのかもしれませんが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

成人病の検診に対する年齢の引き下げ等は、今後、考えていらっしゃるでしょうか、お伺ひいたします。

○国保年金課長（石毛 勝君）

特定健康診査と考えてよろしいのでしょうか、成人病。

今、特定健診自体、40歳から74歳までが国保の範囲として、保険者単位で行っていますので、社会保険でしたら社会保険、もちろん我々の共済でしたら共済で、その年齢に対しての特定健診を行っております。これにつきましては、すべての保険者で40歳からという年齢が決まっておりますので、各市町村となりますと、もちろん市の単独事業ということになろうかと思ひます。

○山口孝弘君

私も、まだ20代なんですが、もし特定健診等を受けられるのであれば、受けていきたいと思ひている一人であります。やはり、40歳からという制限があるから受けられないというのは、考えていただきたいと思ひます。やはり受けたいと思ひている方が受けられるような形にさせていただければ、本来は一番いい形だと思ひますので、今後、考えていただきたいと思ひます。

少し、人間ドック、脳ドックに対しての助成、先ほど課長からの答弁もありましたが、国民健康保険の加入者すべてに門を開けるのではなくて、年齢制限、あと人間ドック、脳ドッ

クの受診者の上限を設けたりしていけば、八街市でも実施できるのではと考えております。八街の実情に応じた形で、なるべく早急に実現していただけるよう、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

次にまいります。自動体外式除細動器（AED）の貸し出しについてお伺いいたします。

先ほどの市長答弁では、AEDの貸し出しは考えていないと。民間業者の短期レンタルサービスを活用していただきたいと答弁をいただきました。ちなみに民間業者のレンタルの価格、どのくらい費用がかかるのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもで調べたところでございますと、1週間のレンタル料金が約1万3千円です。それから、1日から3日間のレンタルですと9千円強というようなところでございます。

○山口孝弘君

1週間で1万3千円、各地区の祭り、行事ではレンタルという対応ができるのかもしれませんが、大変難しいのではと思います。また、スポーツ少年団とか、大会の際には、何日かに及び、そういうことから金銭的に大変難しいのではないかと思います。

例えば、今ある市役所、あと中央公民館、あとスポーツプラザにもう1基ずつ増やすとか、そういった形で各施設2基にさせていただいて、貸し出しというのを行えないか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

AEDの設置の基本的な考え方につきましては、市長答弁でもありましたように、公共施設に計画的に設置を進めていくということでございまして、その場合でも使用の頻度を考えますと、各施設に1台あれば足りるのではないかというふうには考えております。

したがいまして、貸し出し用ということも含めまして、複数の設置ということは、今のところは考えておりません。基本的には、行事につきましては、参加者への安全の配慮ということでは、本来主催者が配慮すべきというふうに考えてございまして、例えば今の質問の中でスポーツ少年団の大会の際というふうなお話もありましたけれども、そういう大会なので、会場として利用が可能であれば、AEDが設置をされています小中学校のグラウンドを利用するというようなことについても考慮されてもよろしいのではないかというふうには考えます。

○山口孝弘君

大変、部長の説明もわかるんですが、やはり1週間で1万3千円、1日か2日ぐらいの短期ですと9千円強かかるということですので、なかなか主催者が準備するということは、そこに集まってきていただいた方々の中から徴収するということになると思うんですが、やはり八街を盛り上げるために、皆さん活動していると思います。やはりそういった方々のことを考えますと、そういう民間の会社からレンタルで個人的に借りるという形ではなくて、やはりそういった貸し出し用といいますか、そういったときには、貸し出しもできますよという形で考えていただきたいのですが、もう一度、お願いいたします。

+

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的にお答えは先ほどのとおりということになります。

それで、例えばスポーツ少年団の大会等は別としまして、例えば区に対しましては、先ほど小高議員さんの方の質問もございましたけれども、コミュニティの育成ということで、八街市コミュニティ事業補助金というのを支出してございまして、その中ではレクリエーション事業の開催経費、これも補助対象としておりますので、その活用も検討していただくということもあるのではないかとこのように思います。

○山口孝弘君

本当に皆さんボランティアでやられている方が多い中で、やはりこういったAEDを貸し出すというのは、本当に市民サービスにもつながると思いますので、八街市を盛り上げるために各団体さんが、ご尽力されていますので考えていただきたい。お願いいたします。

次にまいります。クリック募金にまいります。

クリック募金ですが、とても有効な歳入を増やす取り組みであると思っております。私といたしましては、バナー広告よりも有効な方策ではないかと思っております。ネットを利用したの歳入を増やす取り組みは、今後どのようにお考えなのか伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ネットを利用したの歳入を増やす取り組みということでございますけれども、考えられるのは、今お話がありましたようにバナー広告、あるいはクリック募金というふうなものが考えられますけれども、ネット利用も含めて課題というふうに考えられますのは、スポンサーがどうかということで、こういった景気低迷の中で、スポンサーとして協賛してもらえる企業、これがどの程度あるのかということで、現在の八街駅の自由通路への広告の状況を見ても現状ではあまり大きな期待はできないのかなというふうには考えるところでございます。

いずれにしても、歳入確保の取り組みとしては、あらゆる角度から検討すべきものというふうには考えておりますので、このご提言のありましたクリック募金についても、研究課題にはさせていただきたいというふうには思います。

○山口孝弘君

スポンサー企業の募集が今後の課題であるという部長の答弁でしたが、このほかに歳入を増やす取り組みというのは、どのようにお考えなのか、伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

昨日から歳入確保策ということで、ご質問があつて答弁をしているところでございますけれども、一般的なお話になってしまいますが、基本的には市税等の徴収率の向上を図る、これを第一にしまして、受益者負担の適正化、あるいは未利用地などの財産の有効活用、それに加えて、今、ご提言がありましたことを含めて、例えば公共施設、広報、それからホームページなどへの有料広告の掲載、これらが考えられるところではないかとこのように思っております。

○山口孝弘君

歳入が増えるということは、八街市民のニーズに応えることが、よりできるようになるということだと思います。クリック募金については、研究課題だということではありますが、自由通路の面も何とかしたいと考えておりますが、クリック募金はスポンサー企業にちゃんと説明すれば理解していただいて、また、クリックをするだけで、クリックした方が自ら懐を傷めないという、大変いい利点もありますし、そういった形で歳入も増えるということですので、今後とも歳入を増やす取り組みを研究され、ご努力をよろしく願いたします。よろしく願いたします。

次にまいります。次に、元一休地先、市道114・116・210号線交差点改良事業と信号機の設置についてお伺いたします。

この質問は、代表質問、古川議員、あと鯨井議員でも伺った箇所ではありますが、平成22年度に用地買収等が行われ、平成23年度に交差点改良が行われるということではありますが、この場所は、右折レーン等は考えていらっしゃるのか、お伺いたします。

○建設部長（並木 敏君）

右折レーンについてですが、二州小学校の方面から笹引小学校方面に右折する場合を想定いたしまして、右折車線を設置する計画になっております。

○山口孝弘君

わかりました。交差点改良が行われても、渋滞や危険箇所になっては意味がないなと思いましたがので質問いたしました。

次に、信号機ではありますが、平成24年3月末までに設置とお聞きいたしました。本当この時期までに信号機が設置されるのか、お伺いたします。

○建設部長（並木 敏君）

当然、市が交差点改良いたしまして、ある程度、危険な箇所を作るということでございますので、ほかの場所よりも優先的に市の交差点の改良工事にあわせまして、設置できるように県の方に要望してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

次にまいります。市道116号線についてお伺いたします。

今の市道116号線ですが、ただ、道路の破損が激しいということだけではなく、道路の破損による民家の揺れもひどい状況になっておりまして、話には震度3くらいの揺れ、私も実際行かせていただきまして、震度3くらいの揺れが続いている状況であります。この状況を改善するには、道路整備しかないとは思いますが、中には北総中央用水の管が入ってから揺れたんだと言う方もいらっしゃいます。このようなことがあるのか、お伺いたします。

○建設部長（並木 敏君）

当然、北総中央用水の管につきましては、現道、市道を掘削して用水管を設置しておりますので、埋め戻しするときの天候、それとか路盤材等の種類によりまして、既存の盤と新しい路盤とのなじみが一体にならないために、揺れ、振動等につながる原因があると想定される場合があるということです。

○山口孝弘君

わかりました。もし、そういった箇所に対しては、どのような形で対処していただける。
もし、その揺れが激しいという箇所に対しては、どのような対応をしていただけるのか、お伺いいたします。

○建設部長（並木 敏君）

現在、116号線につきましては、順次、改修、修繕工事は行っております。今、北総中央用水を入れて振動がひどくなったという箇所につきましては、現在、私はこれ今回初めてお伺いしたんですが、そのような場所は伺っておりませんが、現在、改修工事を行う中で当初の想定よりも大型車が増加しております。したがって、現在、舗装圧を一層の5センチから二層の10センチに改良しながら、変更しながら、実際には改修の工事を行っているというのが、116号線の現状でございます。

○山口孝弘君

大変わかりやすい説明で、揺れを防ぐため、破損を防ぐためということで、道路の厚みを増やしていただけているということなので、安心いたしました。

次にまいります。歩道整備、市長もご存じだとは思いますが、北総中央用水の管を入れる際に、歩道整備も実施していただけるという話もありました。しかし、いつ歩道整備がされるのか、いつ計画されるのか、不安に思っている方が多いのは事実であります。

八街南中学校、二州小学校、そして笹引小学校に通学するための主要道路でもあり、子どもたちのためにも、利用している皆さんのためにも、できるだけ早期に実現していただきたいのですが、お伺いいたします。

○建設部長（並木 敏君）

116号線の歩道整備につきましては、先ほどの市長答弁にもありましたように、ほかの事業との優先順位や費用対効果などを検討しながら、整備の時期を決定してまいりたいと、そのように考えております。

○山口孝弘君

できるだけ早急によりしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日27日から28日までの2日間を休日のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

明日27日から28日までの2日間、休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月1日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 3時39分)

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+